

戦略		少子化		事業番号	109
----	--	-----	--	------	-----

事業名	猫適正管理事業	担当課	生活環境課
-----	---------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(1)	環境満足度の向上に向けた取組の推進				
個別計画	—					
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	動物愛護団体や区と連携しながら、猫苦情の解消に努めます。
内容	飼い主のいない猫を増やさないために、不妊去勢手術の補助を行うと共に、飼い猫に対する適正飼育を啓発し、猫に対する苦情の減少及び早期解決を目指します。
課題	TNR活動（飼い主のいない猫を不妊去勢手術し、元の場所へ戻して終生飼育を行うこと）による成果が出るまでの期間が長く、早期解決ができていないです。猫は繁殖力が強く、数年で増えてしまいます。
今年度の取組と成果	上ヶ田区にて地域猫活動を開始し、6匹の不妊去勢手術を実施しました。上ヶ田区の別の場所でも飼い主のいない猫が発生しているとの情報が集まり、区民の意識が変化させることができました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き、上ヶ田区でのTNR活動を実施すると同時に、下和田区でも地域猫活動を実施したいとの要望があるため、新たに実施します。猫に関しては、時間が係るほど解決が難しくなることから、早期着手がポイントになります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
800				100	700	800
補正や繰越状況	畜犬対策事業から流用 200千円 (11月 90千円、12月 53千円、3月 57千円)					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術の補助件数	件	54	50	45	40	35	30
			62	87			
活動							

事業評価調書

事業名	猫適正管理事業	担当課	生活環境課
-----	---------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助		
事業の必要性	猫の適正飼育、飼い主のいない猫の発生を防止することにより、敷地への糞尿や鳴き声等の被害を軽減させ、良好な生活環境を提供します。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	周辺自治体においても同様の補助制度があります。		
議会又は住民意見があれば記載	飼い猫に対する補助金を継続して欲しかったという意見が一部にあります。		
事業効果	猫の糞尿被害等の苦情が減少することが期待されます。		
効果・効率を上げる方法	ボランティア団体と協力し、早期のTNR活動を実施することです。		
事業の検証方法	猫に対する苦情件数の増減で判断します。		
施策内での選択と集中	令和2年度より猫の不妊去勢手術の補助対象を飼い主のいない猫や地域猫に限定しました。		
事業廃止・中止等の影響	猫による糞尿等の被害が増加し、市民の生活環境が悪化します。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	猫の不妊去勢手術の補助対象を飼い主のいない猫や地域猫に限定したばかりであるため、当面は推移を注視します。	
見直しの経過と今後の予定	猫の不妊去勢手術の補助対象を飼い主のいない猫や地域猫に限定したばかりであるため、当面は推移を注視します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	猫の不妊去勢手術補助金（400）、地域猫活動事業補助金（200）
令和 6 年度	猫の不妊去勢手術補助金（400）、地域猫活動事業補助金（200）

戦略		少子化		事業番号	110
----	--	-----	--	------	-----

事業名	ごみ減量推進事業	担当課	生活環境課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(2)	ごみ減量と6Rの推進				
個別計画	裾野市一般廃棄物処理基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	資源循環型社会を構築するため、家庭ごみの減量やごみの6Rを推進し、市民1人1日当たりのごみ排出量を抑制します。
内容	裾野市ごみ減量推進協議会の活動を通し、各地区においてごみの出し方、分別の徹底を図り、ごみの減量、再利用や再資源化、プラスチックごみや食品ロスの削減、不法投棄の撲滅に取り組んでおります。
課題	地区によっては資源ごみの立会当番を求めています。ライフスタイルや家族構成の点から、当番を負担に感じている世帯があります。
今年度の取組と成果	ごみ減量推進協議会総会（書面）、同理事会の開催、機関紙ごみステーション発行を行いました。 産業祭においては、生涯学習センターで「ふとんの回収」や「ゴミ分別」の出前講座を行いました。
(振返り)次年度の取組・留意点	引き続き、ごみの分別を啓発し、ごみ排出量の縮減に取り組めます。 ごみ減量推進協議会委員を通して、ごみの分別や排出における地域の課題を洗い出し、その解決策を検討していきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
912					912	382
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 市民1人1日当たりのごみ排出量	g/ 人、 日	795	787.1	783.1	779.2	775.3	771.4
			778.8	774.0			
活動							

事業評価調書

事業名	ごみ減量推進事業	担当課	生活環境課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	ごみの減量により環境負荷の軽減や焼却施設の延命化につながる		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	令和3年度における国の一人一日排出量：890 g 令和2年度における県の一人一日排出量：858 g		
議会又は住民意見があれば記載	市第4次総合計画及び第2次環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画の目標を達成しているので、次回計画時には、目標を検討されたいという意見がありました。		
事業効果	令和3年度778.8g/人・日が、令和4年度は、774.0g/人・日と減少しています。		
効果・効率を上げる方法	6Rの推進、食品ロス削減の推進、持ち込みごみの有料化、不法投棄の早期発見・早期対応します。		
事業の検証方法	ごみ減量推進協議会理事会で減量の成果を報告し、新たな施策を検討します。		
施策内での選択と集中	リサイクル品目の追加を含めた整理、持ち込みごみの有料化の検討が必要です。		
事業廃止・中止等の影響	ごみ処理量の増加はごみ処理経費に跳ね返るため、減量化の中止は困難です。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	2050（令和32年）のカーボンニュートラルを目指し、ゼロエミッション社会の実現に努める必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	ごみ減量を推進する施策等について研究していきます。 令和4年4月に施行したプラスチック資源循環法に対応した分別や収集方法について研究していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	一般廃棄物収集運搬許可更新（隔年）、ごみ減量推進、資源ごみ回収用品整備
令和 6 年度	ごみ減量推進、資源ごみ回収用品整備

戦略		少子化		事業番号	111
----	--	-----	--	------	-----

事業名	リサイクル推進事業	担当課	生活環境課（最終処分場）
-----	-----------	-----	--------------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(2)	ごみ減量と6Rの推進				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	収集した一般廃棄物のうち、資源化できるものは積極的に資源化し、売却収入の獲得に努めます。外部でリサイクルすることにより、焼却施設や最終処分場の延命化に繋がります。
内容	資源リサイクル業務委託（びん類、蛍光灯類、電池類などの再分別）を行います。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 需要と供給のバランスにより有価物から逆有償に転じることも考えられるので、引き取り価格の動向にも注視する必要があります。 古紙類を中心に、民間事業者による24時間型の資源ステーションが増えており、市の収集への排出量が減少傾向にあります。
今年度の取組と成果	資源物（びん類、蛍光灯類、電池類など）を再分別して、ごみの減量及び焼却施設や最終処分場の延命化に努めました。
（振返り）次年度の取組・留意点	資源物（びん類、蛍光灯類、電池類など）を再分別して、継続的なごみの減量及び焼却施設や最終処分場の延命化に努めます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
2,794					2,794	2,794
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 市民1人1日当たりのごみ排出量	g	795	787.1	783.1	779.2	775.3	771.4
			778.8	774.0			
活動							

事業評価調書

事業名	リサイクル推進事業	担当課	生活環境課（最終処分場）
-----	-----------	-----	--------------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	循環型社会の形成をはじめ、焼却施設や最終処分場の延命化のため、可能なものは積極的にリサイクルしていく必要があります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	需要と供給の問題で金属ガラ、小型家電リサイクルの引き取り単価については、注意が必要です。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	収集した一般廃棄物のうち、資源化できるものは積極的に資源化し、売却収入の獲得に努める。外部でリサイクルすることで、焼却施設や最終処分場の延命化に繋がります。		
効果・効率を上げる方法	分別品目や収集回数の見直し		
事業の検証方法	分別収集を徹底し、資源化を推進することで、ごみの焼却量や埋立量を減量することに繋がり、焼却施設や最終処分場の延命化を図ることができます。		
施策内での選択と集中	新施設への更新の際、発電等の熱回収を行うために、プラスチック容器の焼却処分や焼却灰をリサイクルする方法も考えられます。		
事業廃止・中止等の影響	リサイクルに回らなければ埋立量が増えることとなりますので、最終処分場の埋立残余年数が短くなってしまいます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	焼却施設や最終処分場の延命化を図るため、継続（現状維持）とします。	
見直しの経過と今後の予定	資源については、より売却収入が得られる方法を検討していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	資源リサイクル業務委託
令和 6 年度	資源リサイクル業務委託

戦略		少子化		事業番号	111
----	--	-----	--	------	-----

事業名	リサイクル推進事業	担当課	生活環境課（美化センター）
-----	-----------	-----	---------------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(2)	ごみ減量と6Rの推進				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	収集した一般廃棄物のうち、資源化できるものは積極的に資源化し、売却収入の獲得に努めます。外部でリサイクルすることにより、焼却施設や最終処分場の延命化に繋がります。
内容	①プラスチック製容器包装処理業務委託を行います。 ②ペットボトル処理業務委託を行います。 ③金属類処理業務委託を行います。 ④その他リサイクル推進関連事業を行います。
課題	・需要と供給のバランスにより有価物から逆有償に転じることも考えられるので、引き取り価格の動向にも注視する必要があります。 ・古紙類を中心に、民間事業者による24時間型の資源ステーションが増えており、市の収集への排出量が減少傾向にあります。
今年度の取組と成果	・プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属類を資源化して、売却収入の獲得及び焼却施設や最終処分場の延命化に努めました。 ・その他金属に混在していた小型家電28品目を分別することにより、売却収入の獲得及び金属類運搬処理費用の削減に努めました。 ・ペットボトル事業については、サントリーと協定を結び、次年度からBtoB事業を行うこととしました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	・プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属類を資源化して、継続的な売却収入の獲得及び焼却施設や最終処分場の延命化に努めます。 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、家庭から排出されたプラスチック製品の再資源化に向け、運搬処理方法について検討します。 ・ペットボトルは、BtoBにより、無限リサイクルを可能とするようにします。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
35,821				11,997	23,824	32,555
補正や繰越状況						

○指標

活動	指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
				目標	目標	目標	目標	目標
				実績	実績	実績	実績	実績
活動	市民1人1日当たりのごみ排出量	g	795	787.1	783.1	779.2	775.3	771.4
				778.8	774.0			
活動								

事業評価調書

事業名	リサイクル推進事業	担当課	生活環境課（美化センター）
-----	-----------	-----	---------------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	循環型社会の形成をはじめ、焼却施設や最終処分場の延命化のため、可能なものは積極的にリサイクルしていく必要があります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	需要と供給の問題で金属ガラ、小型家電リサイクルの引き取り単価については、注意が必要です。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	収集した一般廃棄物のうち、資源化できるものは積極的に資源化し、売却収入の獲得に努める。外部でリサイクルすることで、焼却施設や最終処分場の延命化に繋がります。		
効果・効率を上げる方法	分別品目や収集回数の見直し		
事業の検証方法	分別収集を徹底し、資源化を推進することで、ごみの焼却量や埋立量を減量することに繋がり、焼却施設や最終処分場の延命化を図ることができます。		
施策内での選択と集中	新施設への更新の際、発電等の熱回収を行ったり、焼却灰をリサイクルする方法も考えられます。		
事業廃止・中止等の影響	リサイクルに回らなければ埋立量が増えることとなりますので、最終処分場の埋立残余年数が短くなってしまいます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	焼却施設や最終処分場の延命化を図るため、継続（現状維持）とします。	
見直しの経過と今後の予定	資源については、より売却収入が得られる方法を検討していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属類などのリサイクル処理委託
令和 6 年度	プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属類などのリサイクル処理委託

戦略		少子化		事業番号	112
----	--	-----	--	------	-----

事業名	一般廃棄物収集運搬業務委託事業	担当課	生活環境課（美化センター）
-----	-----------------	-----	---------------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを 実践しています。				
基本事業	3-1-(2)	ごみ減量と6Rの推進				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	市内で発生した一般廃棄物を継続的かつ安定的に処理するため、収集運搬業務を事業者 に委託します。
内容	①一般廃棄物収集運搬業務委託を行います。 ②プラスチック製容器包装収集運搬業務委託を行います。 ③ペットボトル収集運搬業務委託を行います。 ④その他関連事業を行います。
課題	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、家庭から排出される プラスチック使用製品の再資源化に向け、収集運搬方法等について検討を行います。
今年度の 取組と成果	・収集運搬業務を事業者へ委託して、家庭から排出された一般廃棄物の継続的かつ安 定的な処理に努めました。 ・業者選定にあたり、今までの随意契約方式から入札方式に変更したことで、次年度 の収集業者が一部の地区で変更となりました。
(振り返り) 次年度の取 組・留意点	・収集業者が一部の地区で変更となるが、引き続き、家庭から排出された一般廃棄物 の継続的かつ安定的な処理に努めます。 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、家庭から排出 されたプラスチック製品の再資源化に向け、運搬処理方法について検討します。 ・事業者が増えることにより、災害時に迅速な収集運搬が可能となります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
142,609					142,609	142,462
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 市民1人1日当たりのごみ排出量	g	795	787.1	783.1	779.2	775.3	771.4
			778.8	774.0			
活動							

事業評価調書

事業名	一般廃棄物収集運搬業務委託事業	担当課	生活環境課（美化センター）
-----	-----------------	-----	---------------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	市内で発生した一般廃棄物の継続的かつ安定的な処理を行うため、必要不可欠です。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	直営・委託・許可など自治体の裁量に委ねられています。		
議会又は住民意見があれば記載	業者の選定について従来の随意契約から一般競争入札に変更することにより、継続的かつ安定的な収集運搬が確実にできるのか。		
事業効果	ごみ、資源物の収集運搬業務を事業者へ委託し、毎日の市民生活で発生する一般廃棄物を継続的かつ安定的に処理します。		
効果・効率を上げる方法	ごみステーションの統合などによる収集効率の向上		
事業の検証方法	収集運搬業務自体が終了することはないです。収集運搬方法等について、課題を調査しながら見直しする必要があります。		
施策内での選択と集中	家庭から排出されるプラスチック使用製品の再資源化に向け、収集運搬方法等について検討していきます。		
事業廃止・中止等の影響	ごみは日常的に排出されるものであるため、ごみの収集を止まてしまうと、公衆衛生上、大きな問題となってしまいます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	一般廃棄物の継続的かつ安定的な処理を行うため、継続（現状維持）とします。	
見直しの経過と今後の予定	家庭から排出されるプラスチック使用製品の再資源化に向け、収集運搬方法等について検討していきます。	

○今後の事業予定

令和 4 年度	ごみ、資源物の収集運搬業務の委託
令和 5 年度	ごみ、資源物の収集運搬業務の委託

戦略		少子化		事業番号	113
----	--	-----	--	------	-----

事業名	新エネルギー機器設置等補助事業	担当課	生活環境課
-----	-----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(3)	地球温暖化対策の推進				
個別計画	裾野市環境基本計画					
根拠法令	裾野市新エネルギー機器設置等事業補助金交付要綱	事業期間	平成26年	～		

○事業概要

目的	新エネルギー機器及びクリーンエネルギー自動車の利用促進、防災・減災対策の推進を図ります。また、新エネルギー機器及びクリーンエネルギー自動車の利用を促進することで、温室効果ガスの排出量の削減につなげます。
内容	太陽熱高度利用システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を市内の自らが居住する住宅または市内の事業所に設置した者に対し、補助金を交付します。 令和4年度からクリーンエネルギー自動車購入補助金制度を開始しました。
課題	温室効果ガス排出量の削減に向けて、時代のニーズや社会情勢に見合った地球温暖化対策の推進が必要と思われます。補助制度の見直しも含め検討していく余地があるかと思われます。
今年度の取組と成果	太陽熱高度利用システム3件、蓄電池システム59件、家庭用燃料電池システム（エネファーム）2件、クリーンエネルギー自動車19件に対し、補助金を交付しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	補助制度について見直しを行います。具体的には、対象機器の見直しを含め補助金額など、周辺市町や国・県の同様の補助制度を整理して、より実効性のある制度を検討します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
6,510					6,510	6,490
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 新エネルギー機器設置等補助金交付	件	82	47	73	73	73	74
			42	83	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調査

事業名	新エネルギー機器設置等補助事業	担当課	生活環境課
-----	-----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	地球温暖化防止及び防災減災対策のため、再生可能エネルギーを普及させる必要があると思われます。		
対象者	太陽熱高度利用システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した者、クリーンエネルギー自動車（EV、PHV、FCV）を購入した者。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	太陽熱高度利用システムについては静岡県及び県内13市町が、蓄電池システムについては県内29市町が補助を実施している。家庭用燃料電池（エネファーム）については、県内19市町が補助を実施している。クリーンエネルギー自動車については、8市町が補助を実施している。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	温室効果ガスの削減、エネルギーの自給自足、防災・減災対策		
効果・効率を上げる方法	新エネルギー機器を設置する住宅・事業所とクリーンエネルギー自動車の普及台数を増やす。		
事業の検証方法	温室効果ガスの排出量		
施策内での選択と集中	既に令和2年度から太陽光発電設備に対する補助制度を廃止した。		
事業廃止・中止等の影響	市民の排出する温室効果ガスが抑制されない。エネルギーの自給自足が進まず、防災・減災対策が図れない。住宅建設時に設置する者もいるため、市内に住宅を建設するメリット（市内に住むメリット）が少なくなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	2050年カーボンニュートラルシティ実現に向け、新エネルギー機器及びクリーンエネルギー自動車の普及促進を図り、温暖化対策を推進する。	
見直しの経過と今後の予定	令和4年度からクリーンエネルギー自動車（EV、PHV、FCV）を補助対象機器に追加しました。あわせて県内他市町の状況を鑑み、新エネルギー機器の補助金額を引き下げました。	

○今後の事業予定

令和5年度	補助金交付、補助金制度研究
令和6年度	補助金交付、補助金制度研究

戦略		少子化		事業番号	114
----	--	-----	--	------	-----

事業名	環境教育・啓発事業	担当課	生活環境課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(3)	地球温暖化対策の推進				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令		事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	当市の豊かな環境を将来の世代を引き継いでいくために、資源循環や地球温暖化防止に努め、環境保全に取り組む必要があります。環境について共に考え、共に行動することで、市民一人ひとりが環境保全を意識し、地域全体で環境への負荷を軽減する地域づくりの取り組みを推進します。
内容	環境イベントや環境教育を通じて、地域全体で地球温暖化対策を実行しやすい機運を醸成する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 環境団体と連携しながら、魅力的な環境イベントや環境教育講座を開催することが求められています。 環境登録団体の発掘、登録及び相互間のネットワークの構築を求められています。 イベントや環境講座の開催における新型コロナウイルス感染症対策が求められています。
今年度の取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> アースキッズを3校で開催し、79人が参加しました。 児童館キッズイベントを開催しました。 その他、消費生活展への出展や環境美化活動、狩野川水系水質保全協議会のイベント等を行ったほか、市民の自主的な環境イベントを支援しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	<ul style="list-style-type: none"> アースキッズ事業は継続して実施予定です。 児童館キッズイベントは、今後の児童施設の見直しを踏まえ、開催時期や場所、内容を再検討する必要があります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
706					706	572
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 アースキッズ事業延べ参加者数	人	919	970	1020	1070	1120	1200
			1004	1083			
活動 環境イベント・環境教育講座	回	42	40	40	40	40	40
			24	27			

事業評価調書

事業名	環境教育・啓発事業	担当課	生活環境課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	その他		
事業の必要性	豊かな自然環境を将来の世代へ引き継いでいくためにも、市民一人ひとりの取り組みが重要であるため、意識啓発を行います。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	アースキッズについては、県費による支援が令和2年度で終了しました。		
議会又は住民意見があれば記載	アースキッズについては、参加校を増やすべきとの意見があります。		
事業効果	子どもたちが地球温暖化について関心を持つことで、家族全体で地球温暖化防止に取り組むようになることが期待できます。		
効果・効率を上げる方法	環境イベント・環境教育の種類や回数を増やすこと		
事業の検証方法	アースキッズ実施後に行う各家庭での電気・ガス等の使用料調査		
施策内での選択と集中	環境基本計画の目標達成のために、環境イベントや環境教育は終わることはないが、内容や方法についてはニーズを把握しながら順次変更します。		
事業廃止・中止等の影響	事業廃止をした場合は、長期的には、環境施策の達成に影響が出ると考えられます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	継続して実施し、普及啓発に努めます。	
見直しの経過と今後の予定	環境教育・環境イベントの拡充に向けて研究していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	115
----	--	-----	--	------	-----

事業名	地域活性化起業人制度活用事業	担当課	戦略推進課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(3)	地球温暖化対策の推進				
個別計画	裾野市環境基本計画					
根拠法令	環境基本法	事業期間	R4	～	R6	

○事業概要

目的	三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れの創出を目指すものです。
内容	令和4年度より、民間企業から人材を受け入れ、グリーン分野の業務に従事していただくことにより、裾野市カーボンニュートラル宣言に関する施策の立案および推進を行うと共に地域活性化を目指します。
課題	重要プロジェクト実施にあたり、外部専門人材（民間）と連携して取り組むことが不可欠であり、関係機関と橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足しています。
今年度の取組と成果	令和5年3月に「2050カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を作成しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	民間事業者と連携し、市の課題解決に資する取組みを実施します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
5,600	0	0	0	0	5,600	5,600
補正や繰越状況	—					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動	環境基本計画に基づく事業を進める為の(仮)ロードマップの作成	-		作成			
活動	実施された事業数	-			1	1	

事業評価調書

事業名	地域活性化起業人制度活用事業	担当課	戦略推進課
-----	----------------	-----	-------

分類	新規事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	その他		
事業の必要性	カーボンニュートラルシティ実現のためには、市の課題に対する解決策の提案ができる事業者とのパイプ役を担う地域活性化企業人の存在は必要不可欠です。		
対象者	民間事業者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	本制度は総務省が推進するものです。		
議会又は住民意見があれば記載	議会からもカーボンニュートラルシティ宣言後の市の取組みについて質問が出されています。		
事業効果	市内のCO2排出量の削減		
効果・効率を上げる方法	技術・ノウハウを持つ民間事業者等との連携		
事業の検証方法	現状地及び毎年度の実績値を数字で可視化し、CO2排出量の推移を確認します。		
施策内での選択と集中	地球温暖化防止は喫緊の課題であり、市としても宣言を出している以上、集中して実施する必要があります。		
事業廃止・中止等の影響	カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップに沿った活動が軌道に乗るまでは廃止することはできません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	市の課題解決のために民間人材を活用します。	
見直しの経過と今後の予定	本制度の活用期間は6カ月～3年までと決まっているため、最長3年を目途に取組みを推進します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	カーボンニュートラル等に資する取組みの提案・実施
令和 6 年度	カーボンニュートラル等に資する取組みの提案・実施

戦略		少子化		事業番号	116
----	--	-----	--	------	-----

事業名	し尿処理指導事業	担当課	生活環境課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(4)	浄化槽の適正管理と河川・地下水質の保全				
個別計画	裾野市生活排水処理基本計画					
根拠法令	浄化槽法		事業期間		～	

○事業概要

目的	河川水質環境を保全します。
内容	下水道処理区域外に浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付します。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に入れ替える者に対しては、補助金を上乘せして交付します。浄化槽パトロールを実施するなど浄化槽の適正管理を呼び掛けます。
課題	住宅団地における老朽化した集中浄化槽の更新方法の検討が必要です。浄化槽パトロールを通じて把握した清掃未実施の世帯に対し、啓発を行う必要があります。
今年度の取組と成果	浄化槽の新規設置85件、単独浄化槽から合併浄化槽への入れ替えに対して5件補助金を交付しました。浄化槽パトロール業務を委託し、450件の浄化槽の状態を確認し、適正管理を呼び掛けました。衛生処理料金審議会を開催し、審議会からの答申内容に基づきし尿汲み取り料金を改定しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き、合併浄化槽の設置に対し補助金を交付し、河川の水質改善を図ります。住宅の建築が始まっている北部地域の分譲地及び集中浄化槽から個別浄化槽への入替を検討している公文名五区の状況を確認し、補助金交付の手順等を周知します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
23,407	7,578	2,759		0	13,070	17,180
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 浄化槽設置整備事業補助金交付	件	69	76	76	76	76	76
			56	90			
活動 浄化槽パトロール実施	件	500	500	500	500	500	500
			450	450			

事業評価調書

事業名	し尿処理指導事業	担当課	生活環境課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助・交付金		
事業の必要性	河川水質を向上させるためには、合併処理浄化槽の普及推進や浄化槽パトロールによる清掃・点検・検査の徹底を図る必要があります。		
対象者	浄化槽新規設置者、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換者、浄化槽管理者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	浄化槽設置整備事業は、国・県の交付金を受けて実施しており、県内のほとんどの市町で実施しています。浄化槽の管理に関する指導権限は県知事が持っています。		
議会又は住民意見があれば記載	市街化区域においても浄化槽パトロールを行うべきだという意見や、住宅団地における集中浄化槽に対する支援策を検討すべきだという意見があります。		
事業効果	河川の水質改善		
効果・効率を上げる方法	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えの推進		
事業の検証方法	補助金交付実績・設置届出数、水質調査結果		
施策内での選択と集中	県及び国の交付金を活用します。		
事業廃止・中止等の影響	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えが進まず、水質が改善されません。住宅建設時の補助金交付がなくなると、市内に住宅を建設するメリット（市内に住むメリット）が感じられなくなります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	当面は、現状の補助を継続します。	
見直しの経過と今後の予定	新規設置への補助廃止の検討、単独からの転換に対する補助拡充など、補助金の制度設計を検討したいと考えます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	浄化槽設置整備事業補助金の交付（公文名五区（1・2組） 集中浄化槽⇒個別合併処理浄化槽への入替、御宿北部の住宅新築分） 浄化槽パトロールの実施、浄化槽清掃業許可更新（隔年）
令和 6 年度	浄化槽設置整備事業補助金の交付（公文名五区（3・4組） 集中浄化槽⇒個別合併処理浄化槽への入替） 浄化槽パトロールの実施

戦略		少子化		事業番号	117
----	--	-----	--	------	-----

事業名	裾野市長泉町衛生施設組合運営支援事業	担当課	生活環境課
-----	--------------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(4)	浄化槽の適正管理と河川・地下水質の保全				
個別計画	裾野市生活排水処理基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間	平成元年度	～	継続	

○事業概要

目的	裾野市長泉町衛生施設組合が運営するし尿処理施設「中島苑」、「いずみ苑」の運営を支援し、し尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理を目指します。
内容	裾野市長泉町衛生施設組合が運営するし尿処理施設「中島苑」、「いずみ苑」の運営経費を、負担金として支出します。 負担割合：①均等割（議会費等） ②投入量割（し尿及び浄化槽汚泥）
課題	今後、施設の改修工事が発生した場合は、一時的に分担金が上昇することがあります。令和3～5年度の間は大規模な工事は予定されていません。
今年度の取組と成果	し尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理を実施するための支援を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き、し尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理ができるよう、運営支援を行います。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
173,493					173,493	173,477
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 分担金の支払	回	12	12	12	12	12	12
			12	12			
活動							

事業評価調書

事業名	裾野市長泉町衛生施設組合運営支援事業	担当課	生活環境課
-----	--------------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	し尿処理という、市民生活上欠かせない事業です。		
対象者	裾野市長泉町衛生施設組合		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	両市町が一体となって、安定的で効率的な施設運営を継続することが必要です。		
事業効果	市民が衛生的な生活を送ることができます。		
効果・効率を上げる方法	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口減少を踏まえた中で、裾野市、長泉町との利害調整が発生しますが、両施設の統合による経費節減効果を検証する必要があります。 ・その他、下水道区域の汚水を処理する狩野川流域下水道に、当該事業を統合することも研究する必要があります。 		
事業の検証方法	安定的なし尿処理施設の運営ができているか、毎年確認します。		
施策内での選択と集中	大規模修繕工事を行う場合、組合における起債の活用について、長泉町や組合事務局と協議が必要となります。		
事業廃止・中止等の影響	地方自治としての必須事業であるため、廃止は想定していません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	し尿処理という、市民生活上欠かせない事業であるため。	
見直しの経過と今後の予定	中島苑といずみ苑の2施設が建設から30年以上経過しています。今後10年以内には新施設への更新について検討する必要があります。施設の統合や広域下水道への接続も検討案となります。	

○今後の事業予定

令和 4 年度	裾野市長泉町衛生施設組合分担金の支出
令和 5 年度	裾野市長泉町衛生施設組合分担金の支出

戦略		少子化		事業番号	118
----	--	-----	--	------	-----

事業名	最終処分場施設維持管理事業	担当課	生活環境課（最終処分場）
-----	---------------	-----	--------------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(5)	環境施設の更新整備・延命化				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	ごみ焼却で発生した煤塵や焼却灰及び燃えないごみ（埋立）廃棄物を、継続的かつ安定的に処分することです。
内容	ごみ焼却で発生した煤塵や焼却灰及び燃えないごみ（埋立）廃棄物の処分、第一期・第二期浸出水処理施設の運転及び維持管理、公害対策を実施します。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 第一期最終処分場を早期に廃止することで、浸出水処理施設にかかる経費を抑えます。 第二期最終処分場の埋立量を減らすことで、延命化を図ります。
今年度の取組と成果	第一期・第二期浸出水処理施設において保守点検や環境測定などの維持管理を行い、煤塵や焼却灰及び埋立ごみの継続的かつ安定的な処理に努めました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き第一期・第二期浸出水処理施設の維持管理を行い、煤塵や焼却灰及び埋立ごみの継続的かつ安定的な処理に努めます。 第一期最終処分場の早期廃止及び廃止後の管理について検討します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
62,041					62,041	60,169
補正や繰越状況	12月定例会 補正額 光熱水費 1,870千円 焼却・破砕施設等維持管理事業から流用 902千円（10月）					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 第二期最終処分場の埋立量（客土を除く）	m ³	1,186	1,174	1,168	1,162	1,157	1,151
			1,164	1,141			
活動							

事業評価調書

事業名	最終処分場施設維持管理事業	担当課	生活環境課（最終処分場）
-----	---------------	-----	--------------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	一般管理費（施設維持管理）		
事業の必要性	ごみ焼却で発生した煤塵や焼却灰及び燃えないごみ（埋立）廃棄物を、継続的かつ安定的に処分する必要があります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	直営や外部搬出など自治体の裁量に委ねられています。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 第一期最終処分場を早期に廃止することで、浸出水処理施設にかかる経費を抑えることができます。 第二期最終処分場の埋立量を減らすことで、延命化を図ることができます。 		
効果・効率を上げる方法	I o Tを活用した効率的な管理・運営		
事業の検証方法	焼却灰等の埋立を行う処分場がある限り、浸出水処理を実施しなければならないため、施設設置業者による施設管理を行うことで、不測の事態を未然に防ぐことができます。		
施策内での選択と集中	<ul style="list-style-type: none"> 第一期最終処分場の終了及び廃止の作業を進めることで、将来予想される修繕や工事への支出を抑制することができます。 賃貸借契約期間満了（2045年12月31日）までに今後の方針を定めます。 		
事業廃止・中止等の影響	一般廃棄物の焼却灰やリサイクルできない燃えないごみが発生する以上、埋立処理を廃止・中止することはできません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	ごみ焼却で発生した煤塵や焼却灰及び燃えないごみ（埋立）廃棄物を、継続的かつ安定的に処分するため、継続（現状維持）とします。	
見直しの経過と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 第一期最終処分場の早期廃止に向けた対策と最終覆土 賃貸借契約期間満了（2045年12月31日）までに今後の方針を定める。 	

○今後の事業予定

令和 5 年度	ごみ焼却で発生した煤塵や焼却灰及び燃えないごみ（埋立）廃棄物の処分、第一期・第二期浸出水処理施設の運転及び維持管理、公害対策
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却で発生した煤塵や焼却灰及び燃えないごみ（埋立）廃棄物の処分、第一期・第二期浸出水処理施設の運転及び維持管理、公害対策 第一期最終処分場埋立終了対策工事の基本・実施設計

戦略		少子化		事業番号	119
----	--	-----	--	------	-----

事業名	焼却・破砕施設等維持管理事業	担当課	生活環境課（美化センター）
-----	----------------	-----	---------------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(5)	環境施設の更新整備・延命化				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	昭和63年の稼働から既に34年が経過し老朽化が進んでおり、新施設に移行するまでの間は、現施設に最小限の費用で延命措置を実施することです。
内容	一般廃棄物の中間処理施設である焼却・破砕施設の運転及び維持管理、車両を含む機械設備の整備や公害対策を実施します。
課題	焼却・破砕施設の老朽化により、緊急を要する補修、工事が増えています。
今年度の取組と成果	・焼却・破砕施設において保守点検や環境測定、計画的な修繕工事などの維持管理を行い、家庭から排出される一般廃棄物の継続的かつ安定的な処理に努めました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	・引き続き焼却・破砕施設の維持管理を行い、家庭から排出される一般廃棄物の継続的かつ安定的な処理に努めます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
350,128			129,700	44,778	175,650	273,601
補正や繰越状況	12月定例会 補正額 光熱水費 13,670千円、焼却委託料 ▲12,969千円 2月定例会 補正額 工事請負費（繰越明許）46,750千円（市債 35,000千円） 最終処分場施設維持管理事業へ流用 ▲902千円（10月）					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 市民1人1日当たりのごみ排出量	g	795	787.1	783.1	779.2	775.3	771.4
			778.8	774.0			
活動							

事業評価調書

事業名	焼却・破砕施設等維持管理事業	担当課	生活環境課（美化センター）
-----	----------------	-----	---------------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	一般管理費（施設維持管理）		
事業の必要性	昭和63年の稼働から既に34年が経過し老朽化が進んでおり、新施設に移行するまでの間は、現施設に最小限の費用で延命措置を実施する必要がある。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	令和3年度中に県が環境省の指示を受け、廃棄物処理施設の集約化・広域化計画を策定することになっており、新施設の広域化処理の可能性について検討していきます。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	毎日の市民生活で発生する一般廃棄物を、継続的かつ安定的に処理することができます。		
効果・効率を上げる方法	不具合の早期発見・早期修繕		
事業の検証方法	既存施設のプラントメーカーと施設の設備、装置の状況を調査して、施設の適正な運営指針及び今後の施設整備を計画し、既存施設を継続使用していきます。		
施策内での選択と集中	新廃棄物処理施設の早期稼働		
事業廃止・中止等の影響	ごみは日常的に排出されるものであるため、焼却処理できなくなってしまうと、市外の外部施設へ処理をお願いすることとなり、ごみ処理費用が発生してしまいます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	新施設に移行するまでの間は、現施設に最小限の費用で延命措置を実施するため、継続（現状維持）とする。	
見直しの経過と今後の予定	新施設に移行するまでの間は、現施設に最小限の費用で延命措置を実施する。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	焼却・破砕施設の運転及び維持管理、車両を含む機械設備の整備や公害対策
令和 6 年度	焼却・破砕施設の運転及び維持管理、車両を含む機械設備の整備や公害対策

戦略		少子化		事業番号	120
----	--	-----	--	------	-----

事業名	斎場運営事業	担当課	生活環境課
-----	--------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(5)	環境施設の更新整備・延命化				
個別計画	—					
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	裾野市長泉町衛生施設組合が運営する裾野長泉斎苑「麗峰の丘」の運営を支援し、市民が安全に安心して斎場を利用できることを目指します。
内容	裾野市長泉町衛生施設組合が運営する裾野長泉斎苑「麗峰の丘」の維持及び運営管理の費用を負担します。 負担割合：人口割（直近の国勢調査）
課題	令和3年度に裾野市長泉町衛生施設組合の新施設として稼働したばかりであり、維持管理運営の状況を確認していく必要があります。
今年度の取組と成果	裾野市長泉町衛生施設組合で運営する新施設の運営管理費を負担し、運営管理を支援しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き、裾野市長泉町衛生施設組合で運営する新施設の運営管理費を負担し、円滑な運営管理となるよう支援します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
29,865					29,865	29,865
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 火葬時における事故件数ゼロ	件	0	0	0	0	0	0
			0	0			
活動 解体時の事故件数ゼロ	件	—	0				
			0				

事業評価調書

事業名	斎場運営事業	担当課	生活環境課
-----	--------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	一般管理費		
事業の必要性	市民が安全・安心に斎場を利用できるよう、施設の管理運営費を負担する必要があります。		
対象者	裾野市長泉町衛生施設組合		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	市民が故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じながら最後のお別れをすることができます。		
効果・効率を上げる方法	効率的な維持管理に向けて、委託内容を検討します。		
事業の検証方法	毎年、施設の運転管理や維持管理状況を確認します。		
施策内での選択と集中	大規模な設備改修等はタイミングを見ながら計画的に実施します。		
事業廃止・中止等の影響	火葬業務を廃止することは想定していません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	火葬業務がなくなることはないため継続します。	
見直しの経過と今後の予定	引き続き、新施設の管理運営費を負担します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	新施設の管理運営費の負担
令和 6 年度	新施設の管理運営費の負担

戦略		少子化		事業番号	121
----	--	-----	--	------	-----

事業名	市営墓地管理運営事業	担当課	生活環境課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(5)	環境施設の更新整備・延命化				
個別計画	—					
根拠法令	市営墓地条例	事業期間	平成18年度	～	継続	

○事業概要

目的	墓地を必要とする市民及び市外在住者に墓地を供給し、もって住民等への福祉に寄与します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地管理料の徴収及び施設等の維持管理 ・墓域の販売 ・元金及び利子償還 ・基金積立 ・墓域の新規整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3号墓域（896区画）が既に完売しており、現在返還待ちの購入希望者を受け付けています。希望者のニーズに応えるために4号墓域の整備に着手する必要があります。 ・社会意識の変化に伴い、新しい形式（共同墓、樹木葬）の墓地経営の検討が必要です。
今年度の取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3号墓域の利用者に対し、承継予定者の調査を行い、今後の承継事務に向けた基礎資料を作成しました。 ・4号墓域の設計について、建設課の協力を得て、設計書を作成しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・4号墓域の早期発注、早期販売により、墓地のニーズに応えます。 ・早く正確な広報を行い、より多くの市民に市営墓地の販売を周知します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
15,951				12,615	3,336	12,305
補正や繰越状況	2月定例会 補正額 歳入 墓地使用料4,150千円 利子▲23千円 繰入金▲4,150千円 繰越金74千円 歳出 積立金 51千円					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 4号墓域の整備及び販売		—	区割設計	区割設計	区割工事	販売	販売
			区割検討	区割設計			
活動							

事業評価調書

事業名	市営墓地管理運営事業	担当課	生活環境課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	平成22年度から販売を開始し、現在896区画の墓域が供用されています。墓地という性格上、事業として恒久性を要します。また、1号墓域から3号墓域まで既に完売しており、新規の購入申込者のニーズに対応できていないため、4号墓域の整備が必要です。		
対象者	市民、近隣市町在住者、市内事業所勤務者。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	近隣市町では、沼津市と三島市が公営墓地を有しています。		
議会又は住民意見があれば記載	4号墓域以降の早期整備、早期販売。合同葬の検討。		
事業効果	檀家制度や宗派等にとらわれない形式かつ、市が運営管理することで、市民等の安心感が担保され、市民満足度の向上に繋がります。		
効果・効率を上げる方法	新規購入申込者のニーズに答えるため、4号墓域の整備を進めます。		
事業の検証方法	4号墓域の整備状況、販売数により検証します。		
施策内での選択と集中	4号墓域の区画割の設計を行った後、予約販売と区画割整備を同一年度で行うことで、借入金を抑えることができます。		
事業廃止・中止等の影響	墓地という性格上、事業の廃止は想定していません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	墓地という性格上、恒久性を要します。	
見直しの経過と今後の予定	4号墓域については従前どおりに区画割りした墓地の形態として整備します。5号墓域以降の整備方法については今後の検討を要します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	4号墓域の区割整備工事及び販売
令和 6 年度	4号墓域の販売及び5号墓域以降の計画策定

戦略		少子化		事業番号	122
----	--	-----	--	------	-----

事業名	地域循環共生圏等構築事業	担当課	生活環境課
-----	--------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-1	環境に配慮した持続可能な社会の形成			
	ありたい姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。				
基本事業	3-1-(6)	地域循環共生圏の形成				
個別計画	第2次環境基本計画					
根拠法令	—		事業期間	—		継続

○事業概要

目的	脱炭素化やSDGsを実現するため、ウーブン・シティ等との連携により、地域循環共生圏の構築を目指します。
内容	脱炭素やSDGsにも資するカーボンニュートラルシティに向けた取組みを推進することにより、地域循環共生圏の構築につなげます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化する美化センターの早期更新が課題となっています。 ・新エネルギーを地産地消し、防災減災や地域の産業に生かす取組みが望まれています。
今年度の取組と成果	総務省の「地域活性化企業人制度」を活用し、企業から「行政実務研修員」を受け入れると共に、市内外の関連企業との連携により、「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を策定しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」で掲げる「すそのdeカーボン」の取組として、市内の温室効果ガス排出量の把握・見える化を進め、市民や企業の行動変容につなげます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
—						—
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 実証実験やコンソーシアム、プロジェクトの件数	人	1	2	3	4	5	6
			1	1	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	地域循環共生圏等構築事業	担当課	生活環境課
-----	--------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	令和3年10月にカーボンニュートラルシティを宣言したため、その実現に向けた取組みを推進する必要があります。		
対象者	企業、団体、市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	裾野市・御殿場市・小山町で構成する「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」が令和5年1月に県知事の認定を受けました。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	地域循環共生圏は自治体単位ではなく、日常生活圏を同じくするエリアで構築した方が効果的です。		
効果・効率を上げる方法	広域自治体での地域循環共生圏の構築の研究		
事業の検証方法	事業内容が明確になっていないため、事業の建付け自体を見直す必要があります。		
施策内での選択と集中	地域循環共生圏の構築というよりも、カーボンニュートラルシティの実現に向けた取組みに注力したいと考えます。		
事業廃止・中止等の影響	地域循環共生圏構築事業を中止しても市民生活に直結するような影響はないと考えます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	改善（有効性）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	地域循環共生圏としては裾野市・御殿場市・小山町の枠組みがあるため、市単独の取組みとしてはカーボンニュートラルシティの実現に向けた取組みを推進する方向にシフトしたいと考えます。	
見直しの経過と今後の予定	まずは、市内の温室効果ガス排出量の把握・見える化の仕組みを構築することとします。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	関連企業との連携により市内の温室効果ガス排出量の把握・見える化を進めます。
令和 6 年度	関連企業・市民との連携により市内の温室効果ガス排出量の把握・見える化を進めます。

戦略	○	少子化	○	事業番号	123
----	---	-----	---	------	-----

事業名	災害対策本部運営体制整備事業	担当課	危機管理課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成		
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。			
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化			
個別計画	裾野市地域防災計画				
根拠法令	災害対策基本法	事業期間		～	継続

○事業概要

目的	各種災害に備えた庁内危機管理体制の構築を図ります。
内容	災害発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、常設の災害対策本部室や大型防災倉庫等の施設整備の検討を行います。
課題	通信機器の散在により、有事の際に情報の把握に手間取っています。緊急時には速やかに情報の一元化を図られることが必要であり、また、備蓄計画に準じ購入する資機材や備蓄品を保管する倉庫等も不足しているため整備していく必要があります。
今年度の取組と成果	予算措置はありませんが、罹災証明システムのデジタル化などの課題に対し、関係部局とともに研究をしてきました。
(振返り)次年度の取組・留意点	引き続き、本部体制のデジタル化の促進に向けた検討や、補助メニューについて研究をしていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
—	—	—	—	—	—	—
補正や繰越状況	なし					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 事業計画の具体化に向けた調査・研究の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施	/	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	災害対策本部運営体制整備事業	担当課	危機管理課
-----	----------------	-----	-------

分類	新規事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	災害対策		
事業の必要性	災害発生時に迅速かつ的確な対応をとる必要があります。		
対象者	災害活動に従事する関係者。最終的には、市民・住民の皆様です。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	県及び近隣市町（御殿場・小山・沼津他）は常設の災害対策室執務室を設置しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	災害対策本部機能など、緊急対応体制の充実強化につながります。		
効果・効率を上げる方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害対応計画・マニュアルの整備を継続して行います。 ・実践的な本部運営訓練の実施を継続して行います。 ・他部署との連携や、活用可能な補助メニューを研究していきます。 		
事業の検証方法	本部運営訓練などの検証を行いながら、課題点や注力すべき事柄を整理していきます。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	災害対策本部機能の低下により、災害時に適切な対応が取れなくなる危険性が高まります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	災害の多様化・大規模化により防災体制整備は喫緊の課題となっています。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	本部運営訓練の実施、防災機器移設等についての可能性調査と庁内調整会議の実施
令和 6 年度	本部運営訓練の実施

戦略	○	少子化	○	事業番号	124
----	---	-----	---	------	-----

事業名	自主防災組織強化事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化				
個別計画	裾野市地域防災計画					
根拠法令	災害対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	地域住民や事業所等による自主的な防災活動の充実を図ります。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会が購入・備蓄する防災資機材等購入事業に対し交付金を交付し、資機材整備支援を行います。 ・地域地震防災指導員を継続設置し、地域防災リーダーの育成を図ります。
課題	高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の活動に地域格差が見られるため、全体的なレベルアップを図る必要があります。 近年はコロナ禍で訓練や研修の機会が減っていたため、防災知識や技術が次の役員などに十分引き継がれなくなってしまう課題があります。
今年度の取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域地震防災指導員に交付金を出し、技術の向上や各区の自主防災会の育成支援に努めました。 ・峰下市の瀬区、南堀区、十里木地区から申請があったコミュニティ助成事業が採択されたため、市からの持ち出しがなく各区の防災設備を充実させることができました。 ・各区の自主防災会に交付金を支給し、防災資機材の充実を図ることができました。 ・2市1町で連携して地域防災指導者養成講座を開催しました。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・各自自主防災会に、防災資機材交付金などの有効活用を呼び掛けていきます。 ・防災リーダー養成講座は、3年毎に開催しています。次回の実施については、今回の成果を踏まえ関係市町と検討してまいります。 ・5年度のコミュニティ助成事業の申請については、不採択となりました。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
14,902	0	3,829	0	3,600	7,473	14,015
補正や繰越状況	6月定例会 歳入補正額 3,600千円(その他収入) 歳出補正額 3,600千円(コミュニティ助成事業)、防災訓練推進事業へ流用 △292千円					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 自主防災会の資機材購入率(交付金実績率)	%	100	100	100	100	100	100
			96.7	99.8			
活動 地域地震防災指導員の活動回数	回	128	120	120	120	120	120
			60	86			

事業評価調書

事業名	自主防災組織強化事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助金・交付金		
事業の必要性	地域の防災力向上のためには、自主防災組織の強化が必要であるため		
対象者	市民・自主防災会や区長など・地域地震防災指導員		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地震・津波対策等減災交付金を活用できるものがあります。コミュニティ助成事業のメニューを活用し、各区の防災資機材の充実を図ることができます。（但し、事業採択が要件となります。）		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	資機材交付金活用状況 地域地震防災指導員の活動状況		
効果・効率を上げる方法	積極的な資機材・備蓄食料等の購入を啓発していきます。 地域地震防災指導員と自主防災組織との積極的な連携を図っていきます。		
事業の検証方法	交付金実績報告及び事業報告、地域地震防災指導員会の活動報告などにより検証していきます。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	自主防災組織の弱体化は地域の防災力の低下に直結します。平常時からの備えが不十分であると、災害時の被害拡大などの悪影響が懸念されます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	自主防災組織が「共助」を進めるため、資機材等購入及び備蓄が必要となります。（地域の防災力の向上）	
見直しの経過と今後の予定	現状ベースで継続を予定しています。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	資機材等交付金の交付、自主防災会連合会・地域地震防災指導員会による研修会・勉強会の開催
令和 6 年度	資機材等交付金の交付、自主防災会連合会・地域地震防災指導員会による研修会・勉強会の開催

戦略	○	少子化	○	事業番号	125
----	---	-----	---	------	-----

事業名	消防施設整備・維持管理事業	担当課	危機管理課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化				
個別計画	—					
根拠法令	消防法	事業期間	平成28年度	～	継続	

○事業概要

目的	消防活動上必要な地理・水利及び施設について適正な維持管理と運用を図ります。
内容	消火栓の新設・修繕工事及び消防関係施設の維持管理を実施します。
課題	消防施設や消防車両は、比較的多額な整備・維持管理費が必要となります。
今年度の取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛補助を活用し、深良分団の消防ポンプ車（1台）を更新しました。 ・二ツ屋集会所の既設地下埋設防火水槽の修繕工事のほか、防火水槽、消火栓、消防団施設の維持修繕を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き消防施設の整備および適切な維持管理に努めていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
35,583	11,115		12,600	0	10,983	34,698
補正や繰越状況	なし					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 消火栓の新設・修繕工事の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/
活動 消防車両の点検・整備	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/

事業評価調書

事業名	消防施設整備・維持管理事業	担当課	危機管理課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	一般管理費		
事業の必要性	消防活動上必要な地理、水利及び施設、その他事項を調査し、常時使用可能な状態に整備しておく必要があります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地震津波対策等減災交付金や消防防災施設整備費補助金等の活用事例があります。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	消防施設の充実により、災害時における消防機関の能力を十分に発揮することができるようになり、安全・安心な市民生活の確保につながります。		
効果・効率を上げる方法	整備計画等の精査など		
事業の検証方法	整備計画進捗状況の確認など		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	地域防災力の低下につながります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	大規模災害等への対応力の維持	
見直しの経過と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団ポンプ車両の耐用年数は17年ですが、市では整備後20年経過を基準として、ポンプ車両の定期的な更新を計画しています。 ※次回予定：令和9年度（東分団茶畑ポンプ） ・消防水利・消防施設等の修繕・メンテナンスを随時行っていきます。 	

○今後の事業予定

令和 5 年度	消防水利、消防施設などの維持修繕・点検等
令和 6 年度	消防水利、消防施設などの維持修繕・点検等

事業名	消防団等活動支援事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化				
個別計画	-					
根拠法令	消防組織法	事業期間	平成28年度	～	継続	

○事業概要

目的	裾野市消防団における円滑な運営及び消防操法の技術向上を図ります。
内容	消防団の装備、資機材の整備及び消防団運営交付金等の交付を行います。
課題	消防団員数は年々減少しています。 地域の消防・防災力を確保するためにも、消防団員を確保することが喫緊の課題となっています。
今年度の 取組と成果	令和5年3月に条例の改正を行い、令和5年度から消防団員らの報酬額を増額することになりました。消防団員の活動実態に見合う報酬とすることで、待遇改善とともに、消防団員の確保にもつなげていきたいと考えています。
(振返り) 次年度の取 組・留意点	各分団長を通じて、報酬積算の基準となる出勤簿の適正な管理やチェックを行うよう、今一度周知をする必要があります。 駿東支部で経験の一番長い団長が所属する市町が駿東支部の事務局となっています。現在は清水町が事務局ですが、令和5年度に団長が変わる可能性が高く、その場合、団長が2番目に経験が長い裾野市が事務局となるため、早期の調整が必要と思われる。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
45,681	0	2,652	0	3,414	35,460	41,526
補正や繰越状況	歳出補正（2月補正） △8,200千円					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 消防団員数	人	220	240	240	240	240	240
			192	188	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	消防団等活動支援事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	災害活動		
事業の必要性	火災、水害、地震等の災害から住民の生命・身体及び財産を守るために必要な事業です。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地震・津波対策等減災交付金のメニューを活用できる場合があります。		
議会又は住民意見があれば記載	消防団員の処遇や職務の見直しについての意見があります。		
事業効果	消防団員の育成・確保により、地域の防災力の向上につながります。		
効果・効率を上げる方法	令和4年度末に報酬の改定を行いましたので、消防団活動の効率化（訓練のやり方の見直しや機能別消防団員の導入など）にむけた検討も効果があるのではと思います。		
事業の検証方法	消防団員数や活動実績により検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	消防団員数の減少により、地域防災力が衰退していくことが懸念されます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	消防団員は、自主防災会や防災指導員などとともに、地域の防災力の貴重な担い手であり、地域の防災力を維持していきます。	
見直しの経過と今後の予定	消防ポンプ車の運転に必要な準中型自動車運転免許取得のための補助制度などについても、今後研究していきたいと考えています。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	消防団の装備や資機材の整備 市内事業所等に団員協力に対する理解を依頼
令和 6 年度	消防団の装備や資機材の整備 消防団員の待遇改善（準中型自動車運転免許取得費補助事業などの検討）

事業名	通信機器等整備事業	担当課	危機管理課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化				
個別計画	裾野市地域防災計画					
根拠法令	災害対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	災害時における情報収集、伝達体制の確保を目的とします。
内容	デジタル防災無線機、Jアラート等の防災機器の整備点検を行うとともに、停電対策、通信路の多ルート化など必要な体制を整備します。
課題	防災関連機器は比較的高額であり、維持・更新等費用の負担が大きいことです。
今年度の取組と成果	デジタル防災無線機、Jアラート等の防災機器の整備点検を実施しました。デジタル防災無線機は、一部故障が判明したため、影響を調査し、利用不可地域を割り出しました。
(振返り)次年度の取組・留意点	デジタル防災無線機の代替案を検討します。また、防災用携帯（FOMA）のサービスが終了するため、防災用携帯をスマートフォンに変更します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
8,203	0	0	0	1,000	7,203	8,002
補正や繰越状況	防災体制整備事業から281千円を流用しました。					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 デジタル防災無線機・Jアラート機器の保守点検実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/
活動 各種訓練における通信訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/

事業評価調査

事業名	通信機器等整備事業	担当課	危機管理課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	災害対応		
事業の必要性	災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに実施するための重要な業務です。		
対象者	市民・自主防災会・事業所・国・県		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	防災機器は専門性が高く、高額であるため、国・県の交付金・補助等を活用し計画的に整備していく必要があります。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	災害時等における情報収集の効率化や複数の伝達手段を整備しておくことで、災害発生時の情報発信、情報収集に影響が出ないようにすることができます。		
効果・効率を上げる方法	技術の進歩による新しいシステム等の調査・研究により、必要な機能を整理していくことで、費用対効果の優れた通信手段を確保していきたいです。		
事業の検証方法	各種訓練での通信訓練を実施していきます。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	災害の発生、もしくは発生する恐れがある場合、必要な情報収集ができず、また情報伝達・要請等ができなくなることが一番の問題です。災害時に周囲から情報が得られなければ、住民は孤立感や不安感を募らすことになります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続(現状維持)	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	災害時にその機能を有効に発揮できるように、平常時から機器の整備点検を行っておく必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	防災行政無線（移動系）の老朽化に伴い、代わりとなる新たな通信手段について検討していく必要があります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	保守点検と定期的な通信試験（訓練）の実施 防災行政無線（移動系）老朽化への対応（代替通信機器等の調査研究） 防災用携帯をスマートフォンに更新（リース）
令和 6 年度	保守点検と定期的な通信試験（訓練）の実施 防災行政無線（移動系）老朽化への対応（代替通信機器等の調査研究）

戦略	○	少子化	○	事業番号	128
----	---	-----	---	------	-----

事業名	防災意識高揚事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化				
個別計画	裾野市地域防災計画					
根拠法令	災害対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	防災に関する知識と防災対応を啓発誘導し、自助・共助の防災力の向上の普及促進を図ります。
内容	出前講座の実施や講演会等を開催し、防災意識の高揚に努めます。 静岡県防災アプリや市公式SNS等を積極的に活用し防災情報を発信します。
課題	毎年区のリーダー（区長・自主防災会長等）が年度ごとに交代する自治会が多く、区民への継続的な啓発や指揮が取りにくいという課題があります。また高齢者・障がいのある人・外国人・乳幼児等の要配慮者を支援する体制を整備する必要があります。
今年度の取組と成果	9月に自主防災活動研究会を実施し、地区防災計画策定推進に努めました。 防災のつどいを11月18日に開催しました。 要請に応じ、年間を通じて防災出前講座を開催し、防災意識の普及啓発に努めました。
(振返り)次年度の取組・留意点	引き続き、出前講座や各種訓練、研修会などを通じて市民の防災意識の向上に努めていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
50	0	16	0	0	34	0
補正や繰越状況	なし					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 裾野市地域防災計画や自主防災組織活動の手引き等の修正や更新	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施	/	/	/	
活動 市公式WEBの定期的な更新と情報発信	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実施	実施	/	/	/	

事業評価調書

事業名	防災意識高揚事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	災害対策		
事業の必要性	災害発生時に、市民が「自助・共助」の理念に基づき、的確な判断・行動ができるよう、防災に関する正しい知識、防災対応等について啓発していく必要があります。		
対象者	市民・自主防災会・事業所		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地震・津波対策等減災交付金を活用できる場合があります。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、市民自らが迅速かつ適切な防災対応をとれるようになります。		
効果・効率を上げる方法	—		
事業の検証方法	研修会・勉強会等の開催と市民意識調査などにより検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	災害対策は行政の公助だけでは対応できません。自助・共助の必要性を理解していただけないと、いざという時の判断や行動に支障を及ぼすことになります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	地震、風水害等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きく、平常時から可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	引き続き、研修会や出前講座、市民への情報提供を通じて防災意識の高揚に努めていきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	防災出前講座、自主防災会研修会・勉強会、防災のつどい等の開催
令和 6 年度	防災出前講座、自主防災会研修会・勉強会、防災のつどい等の開催

事業名	防災体制整備事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(1)	防災力・減災力の強化				
個別計画	裾野市地域防災計画					
根拠法令	災害対策基本法	事業期間	～	継続		

○事業概要

目的	県第4次地震被害想定に基づき、避難所や避難所用防災資機材等を整備し、防災活動の円滑な実施を図ります。また、近年多発している風水害や、感染症対策を講じるための資機材等の整備を進めます。
内容	広域避難地や指定避難所等の防災関連施設の適切な設置及び運営に必要な資機材や備蓄食料等の計画的整備を行います。
課題	備蓄計画に基づき資機材・備蓄品等を購入更新していますが、各広域避難地に設置の防災倉庫の狭小・老朽化で保管が困難となっています。また感染症対策等の新たな資機材等が必要になり、購入費が増えています。
今年度の取組と成果	備蓄計画に基づきアルファ一化米や飲料水等の購入を実施しました。 また、水不要レトルトごはんに切り替えるにあたり、試食会を実施し、品目を選定しました。 須山小学校非常用給水タンクの更新（アルミ→ステンレス）を実施しました。 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への支援および感染拡大防止のため、食料支援を実施しました。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	市役所の本庁第一倉庫と建設部の資材倉庫の更新について検討を実施していきます。 食料支援事業については、令和4年度末で事業終了します。 避難所となる体育館などで快適に過ごすための環境整備について、研究していきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
21,805	—	10,718	—	—	11,627	18,672
補正や繰越状況	歳入補正（9月補正） 3,575千円（新型コロナウイルス感染症対策包括支援対策事業費【医療分】）、予備費充用657千円（新型コロナウイルス自宅療養者等への食料支援） ※3年度の繰越分600千円を含む					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
活動 備蓄物資整備計画の進捗管理	実施	実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施	／	／	／
活動			／	／	／	／	／

事業評価調書

事業名	防災体制整備事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	災害対策		
事業の必要性	大規模災害が発生した場合の長期的な避難所運営や応急復旧活動等に的確に対応するため、必要な水や食糧、防災資機材等の公的備蓄の充実・強化を図る必要があります。		
対象者	市民・観光客（通勤・通学者や帰宅困難者など）		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地震・津波対策等減災交付金の活用		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	県第4次被害想定に基づく目標備蓄数を達成します。		
効果・効率を上げる方法	備蓄品を保管するため、市役所や各広域避難地に設置の防災倉庫等の整備・更新していくことが必要になります。		
事業の検証方法	県第4次被害想定（相模トラフ沿い：レベル1）に基づく裾野市の避難想定者数に対応可能な備蓄品（食糧・飲料水・トイレ・毛布等）の毎年度の充足率等を基準に検証していきます。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	避難者の生命維持や生活に影響を及ぼすことになります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	食糧等の備蓄品に関しては賞味期限があるため、廃棄数等を考慮した備蓄計画に基づき継続的に整備していく必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	市役所にある防災倉庫等が老朽化しているため、更新を検討していきたいと考えています。 新型コロナウイルス自宅療養者等食料支援事業は、令和4年度で終了します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	非常用給水タンク等保守点検、災害用資機材・備蓄品購入 防災倉庫の状況確認・更新に向けた検討 避難所の環境整備に向けた設備・施設の研究
令和 6 年度	非常用給水タンク等保守点検、災害用資機材・備蓄品購入 優先度の高い防災倉庫の更新・修繕 避難所の環境整備に向けた設備・施設の研究

事業名	防災訓練推進事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(2)	実践的な防災訓練の実施				
個別計画	裾野市地域防災計画					
根拠法令	災害対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	自助・共助・公助が一体となった総合防災訓練や要配慮者対策訓練の実施、自主防災会が主体的に行う地域防災訓練の実施を支援します。
内容	総合防災訓練・モデル地区訓練・市災害対策本部運営訓練等を、実践的な内容で実施します。自主防災組織主催の地域防災訓練等について、充足した訓練の実施を進めるよう、自主防災組織に対し補助金を交付します。
課題	地域防災訓練の内容の慣例化が指摘されており、実践的かつ継続可能な訓練内容等の啓発が必要と考えます。
今年度の取組と成果	6月に千福が丘地区で土砂災害モデル地区訓練を実施しました。 11月に須山地区で住民参加の火山避難訓練を実施しました。訓練の成果を富士山火山広域避難計画の改正作業に反映させていきます。 9月の総合防災訓練、10月～12月の地域防災訓練に合わせ、各地区の自主防災会等が中心となり訓練を実施しました。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	富士山火山避難訓練は、次年度も引き続き実施する予定です。 水害を想定した水防訓練を近隣の要配慮者施設の参加も含め計画中です。 コロナ禍で各区で訓練や研修会等の機会が不足していたため、補助金を活用し訓練に参加する機会を増やしていきたいと考えています。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
4,162	—	1,250	—	—	2,912	2,103
補正や繰越状況	自主防災組織強化事業から本事業に292千円を流用しました。					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 地域防災訓練実施率（自主防災会）	%	100	100	100	100	100	100
			67.4	69.8			
活動 市災害対策本部訓練（本部運営・各種対応等）の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施			

事業評価調書

事業名	防災訓練推進事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	災害対策		
事業の必要性	大規模災害による被害の最小化を図るためには、自助・共助・公助が一体的に取り組む必要があり、役割に応じた防災訓練を実践する必要があります。		
対象者	市民・自主防災会・事業所・各種団体・災害協定市町・事業所など		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地震・津波対策等減災交付金のメニューを活用できる場合があります。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	地域の防災力の向上により、減災対策と発災時初動対応の迅速化につながります。		
効果・効率を上げる方法	地域に合わせた訓練メニュー・最新の災害対応情報に合わせた実践的なメニューを啓発するだけでなく、各区の地区防災計画策定の推進などのソフト面も整備することで、より高い効果が望めます。		
事業の検証方法	訓練後にアンケート等を実施し、訓練の改善点や課題を抽出します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	地域の防災力・減災力の低下につながります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	近年の災害は多様化・大規模化しており、迅速かつ的確な災害対応が求められるため、実践的な訓練を継続して実施していく必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	富士山火山避難訓練を、5年度も実施します。 様々な災害に対応した訓練を継続していく必要があります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	総合防災訓練（モデル地区訓練）、地域防災訓練、水防訓練、土砂災害防災訓練、ヘリコプター誘導訓練、富士山火山防災訓練等を行います。
令和 6 年度	総合防災訓練（モデル地区訓練）、地域防災訓練、土砂浸水害防災訓練、富士山火山防災訓練等を行います。

戦略		少子化		事業番号	131
----	--	-----	--	------	-----

事業名	河川改良事業	担当課	建設課
-----	--------	-----	-----

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民と生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(3)	河川の整備				
個別計画	—					
根拠法令		事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	治水対策としての河川護岸等の整備と、動植物の生態系に配慮した河川整備を推進し、水害の少ない地域づくりを目指します。
内容	動植物が棲みやすい環境を確保するため、生態系型ブロック等を使用した河川改修を行います。
課題	自然災害に対応する機能と生物への配慮を両立させながら、計画的かつ効果的な河川改修を行う必要があります。
今年度の取組と成果	住居や道路などが隣接する河川の改修や補修を優先的に行うため、事業見直し（市街地調整区域内の三間堀川の河川改修の先送り）を行いました。市街地で令和元年度に災害があった大柄沢の上流部の河川改修を生態系型ブロックを使用して実施しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	事業化を行う場合、計画、用地補償、工事など整備完了まで複数年を要します。老朽化した河川構造物の補修も必要なことから、事業化には災害防止の効果など優先順位を考え、十分な検討が必要です。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
5,038			4,500		538	4,989
補正や繰越状況	9月定例会 補正額△10,500千円（事業見直しによるもの）					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 用地取得・工事		実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施				
活動							

事業評価調書

事業名	河川改良事業	担当課	建設課
-----	--------	-----	-----

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	投資的経費		
事業の必要性	自然災害に対応した河川の整備や維持を行うことにより、市民の生命や財産を守ります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	近隣市町の土木費に占める河川改良費等の割合3~6%		
議会又は住民意見があれば記載	老朽化河川施設が多くなり、市民から修繕や補修の要望の件数が多くなっています。近年、豪雨による災害が多いことから、議会から土木費に占める河川費の割合について質問がありました。		
事業効果	河川整備を進めることにより、災害に強いまちづくりが行えます。また市民の安全・安心に繋がります。		
効果・効率を上げる方法	地区要望や災害発生箇所等を参考に、現地調査を実施し、早期性の高いものから実施していきます。		
事業の検証方法	整備箇所数、整備延長、災害箇所の減少により検証します。		
施策内での選択と集中	現地調査を実施し、早期性の高いものから優先順位をつけて実施していきます。		
事業廃止・中止等の影響	未整備及び老朽化護岸の崩壊による自然災害の発生が予想されます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	引き続き、市民の生命と財産を守るため、河川改修を進めます。	
見直しの経過と今後の予定	住居や道路などが隣接する河川の改修や補修を優先的に行うため、事業見直し（市街化調整区域内の三間堀川の河川改修の先送り）を行いました。地区要望や職員による現地調査を参考に、早期性の高いものから優先順位をつけて工事等を実施していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	（準）大柄沢川、（準）小柄沢、（普）谷戸川の改修工事を行います。
令和 6 年度	地区要望や災害防止箇所などの早期性の高い箇所の工事を行います。

事業名	土砂災害想定箇所等の点検と要望	担当課	建設課
-----	-----------------	-----	-----

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成		
	ありたい姿	市民と生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。			
基本事業	3-2-(4)	洪水や土砂崩れの危険個所の把握・整備の要望			
個別計画	—				
根拠法令	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	事業期間		～	継続

○事業概要

目的	県と共に土砂災害等が想定される箇所を点検する。 (土砂災害警戒区域指定は危機管理課)
内容	砂防等に関する地区要望について県へ要望する。研修等に参加し職員の砂防に関する知識を習得する。
課題	県が砂防指定を行うため、県との連携が必要である。
今年度の取組と成果	土砂三法で規定された市内箇所について、沼津土木事務所と合同で点検した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	土砂三法に係る研修には積極的に参加し、知識の習得を目指す。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
—						—
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 パトロール（定期）	回	1	1	1	1	1	1
			1	1	/	/	/
活動 要望及び研修	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施	/	/	/	

事業評価調書

事業名	土砂災害想定箇所等の点検と要望	担当課	建設課
-----	-----------------	-----	-----

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	人件費（パトロールや要望活動）		
事業の必要性	土砂災害等の危険箇所を把握し、他人に損害が生じたときは、河川管理者（市、国、県）や土地の所有者が賠償の義務を負う。		
対象者	土砂災害等の危険性がある区域		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	パトロールや点検を実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	砂防堰堤工事等の要望がある。		
事業効果	土砂災害等の危険性がある区域の災害予防		
効果・効率を上げる方法	土砂災害等の危険箇所の定期的な巡視を行うことで、土砂災害等の予防に寄与する。		
事業の検証方法	土砂災害等の危険性箇所への対策数（地区要望、市民通報、パトロールで把握）		
施策内での選択と集中			
事業廃止・中止等の影響	砂防工事は国、県の事業となるため、市は県を通じて要望している。市は人件費等の支出が主なものとなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	砂防区域の工事は工事費の10%を市が負担しているが、少ない予算で市民の安全・安心の面からの効果は大きいので継続して事業を行っていく。	
見直しの経過と今後の予定		

○今後の事業予定

令和 5 年度	昨年度より県施工により中条川堰堤工事を着手した。（地区要望より）継続して事業を要望していく。
令和 6 年度	継続して事業を要望していく。

戦略		少子化		事業番号	133
----	--	-----	--	------	-----

事業名	林地保全委託事業（土砂流出防止柵）	担当課	農林振興課
-----	-------------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民と生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(5)	森林の多面的機能の保全				
個別計画						
根拠法令	森林法	事業期間	平成4年	～	継続	

○事業概要

目的	森林の多面的機能の保全を図ります。
内容	市単独事業による間伐（100_2-4-(5)_間伐補助事業）の施業地において、間伐による発生材を利用した木柵を設置することで表土を安定させ、土砂流出防止対策を行います。
課題	労務単価が上昇傾向にあるため、設置基数が目標を下回っています。
今年度の取組と成果	計画通り、市の間伐補助事業の施行に合わせて委託により事業実施しました。財源は、森林環境譲与税を活用しました。
（振返り） 次年度の取組・留意点	引き続き、市の間伐補助事業に合わせて委託により事業実施していきます。林地の傾斜や地形の特徴等により、事業個所を選定します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
1,000					1,000	968
補正や繰越状況	-					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 土砂流出防止柵の設置	基	347	300	300	300	300	300
			286	282			
活動							

事業評価調査書

事業名	林地保全委託事業（土砂流出防止柵）	担当課	農林振興課
-----	-------------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助金		
事業の必要性	集中豪雨等による山地災害への対策が求められています。		
対象者	住民及び森林所有者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	森林所有者にとって、森林から収益を得ることが難しい時勢であるため、所有森林への関心が低い状況となり、手つかず（未整備＝災害に弱い）の森林が増えています。		
事業効果	集中豪雨等による山地災害の防止を図ります。 なお、市単独事業による間伐（100_2-4-(5)_間伐補助事業）と併せて実施することにより、効果的・効率的に実施しています。		
効果・効率を上げる方法	—		
事業の検証方法	完了検査等により、実施状況を確認します。		
施策内での選択と集中	令和4年度は、森林環境譲与税を活用して事業実施しています。		
事業廃止・中止等の影響	森林の荒廃により、大規模災害の発生などが危惧されます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	近年豪雨災害等が増えており、森林の持つ多面的機能の保全が必要となっています。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	土砂流出防止柵設置委託を行います。
令和 6 年度	土砂流出防止柵設置委託を行います。

戦略	—	少子化	—	事業番号	134
----	---	-----	---	------	-----

事業名	緑地帯撫育管理事業	担当課	渉外課
-----	-----------	-----	-----

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民と生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(6)	東富士演習場関連の環境整備				
個別計画	—					
根拠法令	環境整備法	事業期間	—	～	継続	

○事業概要

目的	東富士演習場に起因する水害を軽減すると共に周辺環境保全のため設置された緑地帯の撫育管理を行います。
内容	緑地帯の撫育管理を行います。
課題	東富士演習場内の環境保全のために設置された緑地帯は自衛隊及び米軍をはじめとした日々の訓練に伴い荒廃化が進む、その適正な管理にあたって国側と協議を継続する必要があります。
今年度の取組と成果	東富士入会組合への委託事業により東富士演習場内の下刈り、枝打ち、間伐、追肥、樹種転換、防火帯を設置を実施しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	次年度も継続して、東富士演習場外周部緑地帯撫育管理業務を適切に実施します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
15,234	15,225	0	0	0	9	14,726
補正や繰越状況	R4年度2月補正：当初25,119千円→補正15,234千円					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 緑地帯撫育管理	/	実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施	/	/	/
活動 —			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	緑地帯撫育管理事業	担当課	渉外課
-----	-----------	-----	-----

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	国の委託事業		
事業の必要性	演習場内における水源涵養機能および防災機能の維持による防災対策です。		
対象者	住民及び演習場権利者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	東富士演習場を抱える御殿場市において裾野市と同様国から委託を受けて同様の事業を実施します。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	演習場内における水源涵養機能および防災機能を維持します。		
効果・効率を上げる方法	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。		
事業の検証方法	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。		
施策内での選択と集中	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。		
事業廃止・中止等の影響	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。演習場に起因する水害発生等の危険性が高まります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	国及び演習場権利者の意向によります。	
見直しの経過と今後の予定	国及び演習場権利者の意向によります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続実施します。
令和 6 年度	継続実施します。

戦略	—	少子化	—	事業番号	135
----	---	-----	---	------	-----

事業名	洪水調節池保全管理対策事業	担当課	渉外課
-----	---------------	-----	-----

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成			
	ありたい姿	市民と生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-2-(6)	東富士演習場関連の環境整備				
個別計画	—					
根拠法令	環境整備法	事業期間	—	～	継続	

○事業概要

目的	東富士演習場内の防災調節池の機能保全を目的とします。
内容	東富士演習場内の洪水調節池の除草・排砂等の管理業務を行います。
課題	東富士演習場内の裾野市域内での洪水調節池は4基となっているが、現在排砂事業を行っている用沢川2号調節池のほか、搦ノ木川調節池の堆砂率も上がりつつある。いずれも国の管理となるが、当該調節池の下流域に対する洪水時被害が軽減が維持できるよう事業推進について国と協議の必要があります。
今年度の取組と成果	東富士演習場に設置された防災調節池（4基）の法面整正業務は委託事業により実施した。併せて防災調節池（2基）の排砂工事を実施しました。
（振返り） 次年度の取組・留意点	次年度も継続して、東富士演習場に設置された防災調節池の法面整正業務及び排砂工事を適切に実施します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
39,013	38,986	0	0	0	27	38,511
補正や繰越状況	R4年度2月補正：当初42,716千円→補正39,013千円					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 洪水調節池排砂工事	/	実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施	/	/	/
活動 —			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	洪水調節池保全管理対策事業	担当課	渉外課
-----	---------------	-----	-----

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	国の委託事業		
事業の必要性	防災調節池の機能維持による防災対策となります。		
対象者	住民及び演習場権利者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	東富士演習場を抱える御殿場市において裾野市と同様国から委託を受けて同様の事業を実施しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	防災調節池の機能維持による防災対策となります。		
効果・効率を上げる方法	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。		
事業の検証方法	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。		
施策内での選択と集中	全額国費事業であるため、国の方針次第となります。		
事業廃止・中止等の影響	全額国費事業であるため、国の方針次第。演習場に起因する水害発生等の危険性が高まります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	国及び演習場権利者の意向によります。	
見直しの経過と今後の予定	国及び演習場権利者の意向によります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続実施します。
令和 6 年度	継続実施します。

戦略		少子化	○	事業番号	136
----	--	-----	---	------	-----

事業名	防犯意識向上事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(1)	防犯体制の充実				
個別計画	—					
根拠法令	—	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	市民の防犯意識の向上を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。
内容	防犯意識の向上を図るため、警察・防犯協会や地域安全推進員をはじめとする市民ボランティア等と連携し防犯啓発活動や防犯パトロールを行います。 子どもの体験型防災講座「あぶトレ」などを通じ、子どもたちの防犯意識の向上を図ります。
課題	市民協働による防犯パトロールの推進や犯罪等の情報提供など、防犯体制の強化を図る必要があります。
今年度の 取組と成果	子どもの体験防犯講座「あぶトレ」を市内の3小学校で行いました。
(振返り) 次年度の取 組・留意点	引き続き、防犯啓発活動やパトロールなどを通じて防犯意識の向上を図ります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
51	—	—	—	—	51	32
補正や繰越状況	なし					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 地域安全推進員等との防犯パト ロールを実施	回	2	3	3	3	3	3
			0	0	/	/	/
活動 イベント等での防犯啓発活動	回	10	10	10	10	10	10
			0	18	/	/	/

事業評価調書

事業名	防犯意識向上事業	担当課	危機管理課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	その他		
事業の必要性	犯罪の起きにくいまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図る必要があるため。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた活動ができなかった時期がありました。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	犯罪発生件数の減少		
効果・効率を上げる方法	—		
事業の検証方法	裾野市防犯まちづくり推進委員会や裾野警察署協議会		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	防犯意識の低下により犯罪リスクが高まる懸念があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	犯罪件数は減少傾向にありますが、引続き高い水準で推移しています。防犯意識を高めることで、地域の犯罪抑止力の向上や犯罪リスクを低下させる効果を狙います。	
見直しの経過と今後の予定	引き続き防犯パトロールや街頭啓発活動を行います。各小学校に子どもの防犯体験講座「あぶトレ」への参加を呼びかけます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	地域安全推進員等による防犯パトロール、防犯キャンペーンの開催
令和 6 年度	地域安全推進員等による防犯パトロール、防犯キャンペーンの開催

戦略		少子化	○	事業番号	137
----	--	-----	---	------	-----

事業名	防犯関係組織支援事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(1)	防犯体制の充実				
個別計画	—					
根拠法令	—		事業期間	～		継続

○事業概要

目的	防犯関係機関相互の連携強化と防犯教室等の開催により市民の防犯意識の高揚を図る。
内容	防犯まちづくり推進委員会による自主的な防犯活動の支援と裾野警察署管内防犯協会と連携した幼児・児童・高齢者等を対象とした防犯教室を開催する。
課題	犯罪の多様化に伴い、防犯対策への啓発活動や犯罪情報等の提供を随時行っていく必要があります。
今年度の取組と成果	市内の小中学校などを中心に、防犯教室を24回開催しました。 防犯まちづくり推進委員会を開催しました。 防犯協会に負担金を交付し、警察など関係機関と連携しながら防犯活動を実施しました。
(振返り)次年度の取組・留意点	引き続き防犯協会や警察など関係機関と連携しながら、防犯教室をはじめとした防犯活動を実施していきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
2,794	—	—	—	—	2,794	2,774
補正や繰越状況	なし					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 防犯教室の開催	回	24	25	25	25	25	25
			24	24	/	/	/
活動 防犯まちづくり推進委員会の開催	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/

事業評価調書

事業名	防犯関係組織支援事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	その他		
事業の必要性	犯罪の起きにくいまちづくりを推進するためには、市民の犯罪に対する抵抗力を高める活動をしていく必要があります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、防犯教室等の活動が制限され、計画通りに実施できないことがありました。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	犯罪被害者及び犯罪発生件数の減少に効果があります。		
効果・効率を上げる方法	警察をはじめ関係機関との連携強化や、防犯意識普及啓発活動と組み合わせることで、より効果が期待できます。		
事業の検証方法	防犯まちづくり推進委員会の開催、管内における犯罪発生状況等を確認します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	犯罪の起きやすい環境に向かってしまう懸念があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	社会情勢の変化に伴って犯罪も多様化しているため、市民への防犯意識の啓発や防犯体制の強化を図っていく必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	引き続き、防犯協会や警察など関係機関と連携しながら、安全・安心なまちづくりに努めていきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	防犯まちづくり推進委員会の開催、防犯教室の実施
令和 6 年度	防犯まちづくり推進委員会の開催、防犯教室の実施

戦略		少子化	○	事業番号	138
----	--	-----	---	------	-----

事業名	防犯施設等設置管理事業	担当課	危機管理課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(1)	防犯体制の充実				
個別計画	-					
根拠法令	-	事業期間		~	継続	

○事業概要

目的	防犯カメラ等の防犯施設の適正な維持管理と運用を目的とします。
内容	駐輪場及び中学校通学路に設置されている防犯カメラの保守点検を行います。 警察などからの要請に応じ、画像データ提供を行います。 市が直接管理をしている防犯灯などの維持管理を行います。
課題	犯罪抑止のために、防犯カメラの増設と市管理防犯灯の適正管理を継続的に実施していく必要があります。
今年度の取組と成果	防犯カメラの修繕や保守点検業務委託などのメンテナンスを実施しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	電気料の高騰や、既設の防犯カメラの老朽化への対応などに留意する必要があります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
1,624	—	—	—	—	1,624	1,442
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 防犯灯（市管理）の維持管理	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
活動							

事業評価調書

事業名	防犯施設等設置管理事業	担当課	危機管理課
-----	-------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	一般管理費		
事業の必要性	不審者事案等の犯罪を抑止したり、自転車等の盗難を抑止したりするため、防犯上の観点から必要と考えます。		
対象者	市民、駐輪場の利用者など		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	犯罪発生件数・不審者事案の増加		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	駐輪場や通学路に防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止効果が期待できます。		
効果・効率を上げる方法	市街地などへの防犯カメラを増設すれば効果は期待できますが、プライバシーへの配慮など課題もあります。		
事業の検証方法	犯罪発生状況（自転車盗・不審者事案等の発生件数）の推移などから検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	犯罪への抑止力が低下することで、犯罪被害へのリスクが高くなることが懸念されます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	防犯カメラは犯罪の予防や抑止を目的として継続的に設置することが必要でです。防犯カメラの管理責任者は、その運用に関し、画像の漏洩、流出防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければなりません。	
見直しの経過と今後の予定	裾野駅西口駐輪場の供用開始に合わせ、防犯カメラも移設して運用する予定です。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	防犯カメラ保守点検業務委託・適切な防犯灯の設置・修繕
令和 6 年度	防犯カメラ保守点検業務委託・適切な防犯灯の設置・修繕

事業名	防犯灯整備補助事業	担当課	危機管理課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(1)	防犯体制の充実				
個別計画	—					
根拠法令	—	事業期間	—	～	継続	

○事業概要

目的	防犯灯の高照度化の促進と適切な管理により防犯環境を整備します。
内容	各区から提出されるLED防犯灯の新設・更新等に対し補助金の交付をします。及び区が管理する防犯灯の電気料に対し交付金を交付します。(9/10)
課題	防犯灯のLED化率は65%程度であり、今後もLED化を推進していく必要があります。区が管理する防犯灯の数も増え、区側で管理や事務手続きに対する負担を感じているところが少なくありません。
今年度の取組と成果	市の承認を得て区が設置・管理している防犯灯(約4,000か所)のうち蛍光灯タイプのものを、市で一括して更新します。予算は2月補正(明許繰越)で対応し、5年度に台帳整備と合わせて行います。更新後の管理等については別途検討していきます。
(振返り)次年度の取組・留意点	市が直接防犯灯の設置・更新を行うことになるため、令和5年度から事業名を「防犯灯整備事業」とします。4年度補正予算(繰越)は、台帳整備と既設の蛍光灯防犯灯のLED更新に充てます。新設分については、5年度予算で対応します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
51,318	—	—	—	3,090	48,228	12,196
補正や繰越状況	増額補正(2月補正) 38,718千円(全額、令和5年度へ明許繰越)					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 LED防犯灯設置等への補助金を交付	基	254	300	300	300	300	300
			457	310			
活動 区管理の防犯灯電気料に対し交付金を交付	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施			

事業評価調書

事業名	防犯灯整備補助事業	担当課	危機管理課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助事業（4年度繰り越し分、5年度当初予算からは市直営で防犯灯設置・更新も行います）		
事業の必要性	防犯灯は地区管理であり、適切な維持と高照度化を推進していく必要があります。今までは区への補助事業でしたが、明るく、安心・安全なまちづくりのために、市が主体となって防犯灯整備を推進していく必要があります。		
対象者	市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	国・県による補助金等の利活用（現在、ユニバーサルデザイン省エネ機器導入事業助成金を活用しています）		
議会又は住民意見があれば記載	防犯灯の更新・新設を市で行うことについては、賛同を得られています。すでに区で設置している既設の防犯灯の維持管理についても検討してほしいという意見もあります。		
事業効果	市内道路における地域住民の犯罪被害の防止につながります。 明るく安心・安全なまちづくりにつながります。		
効果・効率を上げる方法	区が設置済みの既設の防犯灯を把握し、台帳を整備することで、今後の維持管理を効率的に行うことができますようになります。		
事業の検証方法	防犯灯のLED更新率、新設・更新数等により検証します。		
施策内での選択と集中	事業名を「防犯灯整備補助事業」から「防犯灯整備事業」に変更して継続していきます。		
事業廃止・中止等の影響	市内環境の悪化に伴う犯罪被害の増加が懸念されます。 まちのイメージや市民生活にも良い影響をもたらしません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	防犯灯のLED化の促進 明るく安全・安心なまちづくり	
見直しの経過と今後の予定	区が管理している防犯灯の維持管理をどうしていくか検討する必要があります。 市で直接整備を続ける場合、現在の補助制度をどうしていくか、6年度以降の新設要望にどう対応していくかなどの整理をしていく予定です。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	既設防犯灯の台帳作成（データ化）・LED更新（4年度繰越） 防犯灯の新設、維持管理等の検討
令和 6 年度	防犯灯の適切な維持管理、新設要望等への対応

戦略		少子化		事業番号	140
----	--	-----	--	------	-----

事業名	消費者被害未然防止事業	担当課	産業観光スポーツ課
-----	-------------	-----	-----------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(2)	消費者支援の充実				
個別計画						
根拠法令		事業期間	平成28年度	～	令和5年度	

○事業概要

目的	迷惑電話非着信装置を高齢者等の希望世帯に無償設置し、消費者の特殊詐欺や悪質商法の通話を未然に防止します。
内容	オレオレ詐欺・預貯金詐欺・架空料金請求詐欺・還付金詐欺等の特殊詐欺や販売等の悪質商法の通話被害を事前に防止します。
課題	装置が蓄積データベースのデータにより色で表示するため、すべての通話の選別は不可能です。設置後に更新費を個人負担することになります。
今年度の取組と成果	申込数の減少、固定電話保有数の減少により、令和4年度で事業終了
(振返り) 次年度の取組・留意点	令和4年度で事業完了

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
234		234				191
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
活動 迷惑電話非着信装置（トビラフォン）装置	台	14	8	8	8		
			2	3			
活動							

事業評価調書

事業名	消費者被害未然防止事業	担当課	産業観光スポーツ課
-----	-------------	-----	-----------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助金・交付金		
事業の必要性	消費者の特殊詐欺や悪質商法の通話を未然に防止し消費者被害を防ぐために必要です。		
対象者	高齢の世帯（希望者）		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	静岡県防犯協会連合会より推奨されているものです。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	消費者の特殊詐欺や悪質商法の通話を未然に防止します。		
効果・効率を上げる方法	データベースのデータの増加により判別する効果や効率が高くなっていきます。		
事業の検証方法	特殊詐欺の動向によります。		
施策内での選択と集中	詐欺等の被害を減少させるための事業を実施していきます。		
事業廃止・中止等の影響	電話による詐欺被害が拡大する恐れがあります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	事業完了（4年度）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	消費者の被害防止につながります。	
見直しの経過と今後の予定	補助金の採択に伴い検討が必要となります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	令和4年度で特定財源である交付金が終了するため、それに伴い事業完了。
令和 6 年度	

戦略		少子化		事業番号	141
----	--	-----	--	------	-----

事業名	消費生活センター事業	担当課	産業観光スポーツ課
-----	------------	-----	-----------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(2)	消費者支援の充実				
個別計画						
根拠法令	消費者安全法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	消費者から寄せられる悪質商法による被害や物品事故の苦情などの消費生活相談に対し、問題解決のための助言・あっせんをします。 消費者教育の拠点として、消費者に対する普及啓発などを実施します。
内容	消費生活相談員を配し月曜日から金曜日の9時から12時、13時から16時の間、相談業務にあたっています。12時から13時の間は要予約です。
課題	消費者相談が多義多様となっており、専門知識から電子機器の操作知識等まで必要となっています。
今年度の取組と成果	12時～13時の間、要予約として相談可能としました。 オンライン相談窓口を整えました。
(振返り)次年度の取組・留意点	相談内容も、相談方法も多種になるため、新たに設けたオンライン相談における、相談員の育成、研修。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
674		200		45	429	625
補正や繰越状況	R5.2補正 PC等200千円					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 消費生活相談窓口の開設	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施				
活動							

事業評価調書

事業名	消費生活センター事業	担当課	産業観光スポーツ課
-----	------------	-----	-----------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス（窓口相談等）		
事業の必要性	消費者安全法により設置が求められ、平成28年に裾野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定し、運用にあたっています。		
対象者	消費者 全ての市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	国の消費者庁・国民生活センターとPIO-NET（電子情報処理組織）でつながり県及び東部県民生活センターとも連携しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	消費生活の安定と自主処理への助言をします。		
効果・効率を上げる方法	的確な助言・あっせんを行います。		
事業の検証方法	相談件数による検証		
施策内での選択と集中			
事業廃止・中止等の影響	消費者に正しい知識や情報を発信できなくなり、詐欺行為等が横行する可能性がある。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	年間、400件を超える相談件数があり、市民の消費生活の安定と向上を図るために消費生活センターが必要であるため。	
見直しの経過と今後の予定	相談体制を継続します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	相談業務の継続
令和 6 年度	相談業務の継続

戦略		少子化	○	事業番号	142
----	--	-----	---	------	-----

事業名	交通安全教育・普及啓発事業	担当課	危機管理課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(3)	交通安全体制の充実				
個別計画	第11次裾野市交通安全計画					
根拠法令	交通安全対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	子供や高齢者に対する交通安全教育の推進とドライバーへの啓発活動により、市民一人ひとりの交通安全意識を向上させ、交通事故のない社会を実現するために行います。
内容	幼児・児童・生徒や高齢者を対象とした交通教室を開催します。 交通安全対策委員会等が決定する事業計画に基づき、関係機関・関係団体と協力し交通安全運動や交通安全に対する街頭啓発活動を実施する。 65才以上の高齢者の運転免許証自主返納者への外出支援を図るため、本年度からバス・タクシーの利用助成券（一人3,000円）を交付します。
課題	高齢者の交通事故件数が増加していることから、高齢者に重点を置いた交通事故防止対策を推進していく必要があります。
今年度の取組と成果	本年度から、高齢者の運転免許証自主返納者に対し、バス・タクシーチケット（3,000円/人）の助成をはじめました。
(振返り)次年度の取組・留意点	高齢者が運転免許の自主返納を考えていただくきっかけとして、引き続きバス・タクシーチケット助成制度の活用を呼びかけていきます。 児童・生徒への交通安全教育を引き続き行っていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
2,078	—	—	—	—	2,078	923
補正や繰越状況	減額補正△500千円 修繕費（交通安全施設等整備事業）から23千円を流用					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 交通安全教室の実施	回	68	100	100	100	100	100
			79	81			
活動 交通安全運動の実施	回	4	4	4	4	4	4
			4	4			

事業評価調書

事業名	交通安全教育・普及啓発事業	担当課	危機管理課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	その他		
事業の必要性	交通安全を図るには、市民一人ひとりの交通安全意識の醸成が必要です。		
対象者	市民・事業所		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	高齢者運転者対策として、免許返納助成制度や車両への安全装置設置補助等が整備されつつあります。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	市民一人ひとりの交通安全意識の向上につながります。		
効果・効率を上げる方法	企業・民間団体等との協働による啓発活動を展開することで、より効果が期待できます。		
事業の検証方法	市内における交通事故発生状況・裾野市交通安全対策委員会での活動計画及び事業報告などにより検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	交通安全意識の低下は、交通事故への危険リスクの向上につながります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	交通事故の防止は緊急かつ重要な課題であり、総合的かつ長期的な施策のもと、これを推進していく必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	高齢者の運転免許自主返納者に対するバス・タクシーチケットの助成事業は、令和4年度から実施していますが、概ね3年間の利用状況を踏まえ、以降の事業の継続等については再検討を行う予定です。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	裾野市交通安全対策会議の開催 高齢者の運転免許自主返納者に対するバス・タクシーチケット事業の継続
令和 6 年度	裾野市交通安全対策会議の開催 高齢者の運転免許自主返納者に対するバス・タクシーチケット事業の継続および7年度以降の実施判断

戦略		少子化	○	事業番号	143
----	--	-----	---	------	-----

事業名	交通安全指導実施事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(3)	交通安全体制の充実				
個別計画	第11次裾野市交通安全計画					
根拠法令	交通安全対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	交通安全指導を実施し、ドライバーや歩行者等の交通安全意識の高揚を図ることを目的とします。
内容	裾野市交通指導員や交通安全指導員等と連携し、通学路における街頭指導や広報車での街頭広報・啓発活動を実施します。
課題	地域の実情に即した効果的な広報活動を実施していく必要があります。
今年度の取組と成果	交通安全指導員の日常における街頭指導や、交通指導員による交通事故ゼロの日の街頭広報、交通安全期間中での啓発活動を実施しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き啓発活動を実施していきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
10,778	—	—	—	—	10,778	9,722
補正や繰越状況	歳出補正（2月補正） △1,500千円					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 裾野市交通指導員・交通安全指導員と連携した交通安全指導等の実施	回	72	70	70	70	70	70
			102	72			
活動							

事業評価調書

事業名	交通安全指導実施事業	担当課	危機管理課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	その他		
事業の必要性	ドライバー・歩行者等の交通安全意識を高め、交通事故を抑止するために必要な事業です。		
対象者	市民・企業・事業所		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	交通マナーや交通安全意識の向上につながります。 事故のない安心・安全なまちづくりにつながります。		
効果・効率を上げる方法	行政・警察・市民が連携した活動を展開することで、一層の効果が期待できます。		
事業の検証方法	交通事故発生状況や安全指導実績報告などにより検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	交通ルールを守らなくなったり、交通安全への意識が低くなったりすることで、交通事故発生リスクが高まる懸念があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	市内における交通事故件数は増加傾向にあります。	
見直しの経過と今後の予定	現状通り、年間を通じて街頭指導や啓発活動を実施していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	交通安全運動期間や交通事故ゼロの日の街頭指導及び街頭広報の実施
令和 6 年度	交通安全運動期間や交通事故ゼロの日の街頭指導及び街頭広報の実施

戦略		少子化	○	事業番号	144
----	--	-----	---	------	-----

事業名	交通安全施設等整備事業	担当課	危機管理課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保		
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。			
基本事業	3-3-(3)	交通安全体制の充実			
個別計画	第11次裾野市交通安全計画				
根拠法令	交通安全対策基本法	事業期間		～	継続

○事業概要

目的	安全で良好な交通環境の実現を目的としています。
内容	道路反射鏡等の交通安全施設の設置・修繕及び駐輪場の適切な管理・運営を行います。 令和4年度の大きな事業としては、裾野駅西駐輪場の整備があります。
課題	区要望等の市民の意見を取り入れ、交通環境の整備に努めていく必要があります。
今年度の取組と成果	裾野駅西側駐輪場整備工事を実施しておりますが、区画整理事業との調整等もあり、供用開始は令和5年5月の予定です。広報紙などを通じて周知を行っていきます。 カーブミラーなどの交通安全施設の維持、新設などを行いました。
(振返り)次年度の取組・留意点	裾野駅西側駐輪場整備工事は4年度の繰越事業となりますが、令和5年4月には完了予定です。(5月1日供用開始予定) その他事業は例年並みとなります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
21,200	—	—	11,200	—	10,000	10,894
補正や繰越状況	明許繰越10,200千円(裾野駅西側駐輪場整備)					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 カーブミラー等の設置・修繕	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/
活動 裾野駅・岩波駅駐輪場管理委託の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/

事業評価調書

事業名	交通安全施設等整備事業	担当課	危機管理課
-----	-------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	一般管理費		
事業の必要性	交通事故を抑止できるよう、交通環境を整備していく必要があります。		
対象者	市民や歩行者、ドライバーなど		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	区長要望で、カーブミラーなどの交通安全施設の設置要望を受けることがあります。		
事業効果	市民や歩行者、ドライバーなどが安全・安心に暮らすことができる交通安全環境の確保につながります。		
効果・効率を上げる方法	市民や施設利用者から意見を広く聴取することで、よりよい交通環境整備につながります。		
事業の検証方法	通学路点検や交通診断などの結果などにより検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	交通環境整備を疎かにすれば、交通時の安全・安心感が低下することになり、交通事故リスクを高めてしまうことになります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	駅西駐輪場整備工費は完了（令和5年度・繰越）その他は継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	交通安全施設を必要に応じて新設し、又、施設が有効に機能するよう維持修繕等の管理を行っていく必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	裾野駅西口駐輪場は令和5年5月に供用開始予定です。工事に関する予算計上はありませんので、例年通りの交通安全施設の設置や維持管理に必要な経費を確保していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	裾野駅西口駐輪場整備工事（繰越事業） 新駐輪場の周知や移行作業、適切な管理を継続していきます。
令和 6 年度	駐輪場や交通安全施設の適切な維持管理を継続していきます。

戦略	○	少子化	○	事業番号	145
----	---	-----	---	------	-----

事業名	子供の移動経路の合同点検	担当課	建設課・学校教育課
-----	--------------	-----	-----------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(4)	歩道や通学路の安全対策				
個別計画	-					
根拠法令	-	事業期間	-	～	継続	

○事業概要

目的	児童・生徒の通学路及び未就学児の移動経路の安全確保が目的です。
内容	裾野市子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づき教育委員会、警察、道路管理者で通学路の合同点検を実施し、点検結果に基づき対策を行い通学路の安全確保を実施します。対策費は国の交付金を積極的に活用します。
課題	小中学校14校、幼児教育・保育施設23施設を対象に合同点検を実施していますが、点検箇所の確認や調整に時間を要することから、各施設との事前調整が必要です。
今年度の取組と成果	小中学校14校、幼児教育・保育施設23施設を対象に合同点検を実施しました。
(振返り)次年度の取組・留意点	対策に時間を要す場合は、学校指導などのソフト対策も検討し、危険箇所が放置されないようにします。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
—						—
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 合同点検の実施	実施	実績	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	子供の移動経路の合同点検	担当課	建設課・学校教育課
-----	--------------	-----	-----------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	投資的経費、補助・交付金		
事業の必要性	通学路及び未就学児の移動経路の安全確保を着実かつ効果的に推進することが必要です。		
対象者	児童、生徒、未就学児		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	各市町が交通安全プログラムを策定し点検を実施しています。		
議会又は住民意見があれば記載	通学路や未就学児の移動経路の安全対策の要望は多いです。		
事業効果	小中学校の通学路及び未就学児の移動経路の点検を毎年実施しています。関係機関との合同点検や交通安全プログラムに基づき対策を実施しています。		
効果・効率を上げる方法	点検は道路管理者、教育委員会、学校、幼稚園、保育園、警察と合同で実施するため対策が立てやすいです。		
事業の検証方法	前年度対策箇所を検証を行います。交通安全プログラムに基づき早期性の高い箇所から対策を実施しています。市HPでは対策を市民に公表しています。		
施策内での選択と集中	合同点検では要対策箇所の確認はできますが、点検時期以外の要対策箇所の把握が難しいです。		
事業廃止・中止等の影響	通学路及び未就学児の移動経路での事故は社会的影響も大きく、道路や河川等の管理責任を問われるため廃止や中止が難しいです。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	通学路の安全確保は必要なことから、継続（現状維持）して行います。	
見直しの経過と今後の予定	施設の大規模改修や更新が頻繁に行えないため、施設の老朽化により維持修繕は多くなっています。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	合同点検の実施
令和 6 年度	合同点検の実施

戦略	○	少子化	○	事業番号	146
----	---	-----	---	------	-----

事業名	通学路整備事業	担当課	建設課
-----	---------	-----	-----

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保		
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。			
基本事業	3-3-(4)	歩道や通学路の安全対策			
個別計画	—				
根拠法令		事業期間		～	継続

○事業概要

目的	静岡県通学路交通安全プログラムによる緊急合同点検や、地区要望に基づき、通学路の安全確保を効果的に進め、児童、生徒をはじめとした歩行者の安全確保に努めます。
内容	児童、生徒の通学時における安全を確保するため、補助事業を活用し、グリーンベルトや歩道等の設置を行い、歩道空間を確保します。
課題	安全確保に関する要望は、増加する傾向にあるため、他事業と効果的に連携させ進める必要があります。
今年度の取組と成果	社会資本整備総合交付金事業費では、国からの交付金を活用して、市道2-5号線の水路の函渠化を実施しました。また通学路点検結果に基づき、区画線やグリーンベルト、視線誘導標等の安全対策を実施し、成果を市ホームページに公表しました。その他、道路新設改良費でも市道1-4号線の歩道設置や水路の蓋掛け、市道1171、1529号線の側溝の蓋掛け工事を実施しています。
(振返り) 次年度の取組・留意点	地区要望や、毎年実施している道路管理者、教育委員会、警察からなる通学路点検の結果に基づき安全対策を実施してきます。歩道設置や道路拡幅等は、用地取得等が必要になり事業期間が長くなるため、事故防止のためのソフト対策を含めての安全対策を実施していきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
46,125	5,500	4,400	12,600		23,625	37,760
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 用地取得・工事等		実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施			
活動							

事業評価調書

事業名	通学路整備事業	担当課	建設課
-----	---------	-----	-----

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	投資的経費		
事業の必要性	児童、生徒等が安心して通学できるよう、効率的に通学路の整備を行い、安全・安心を確保します。		
対象者	児童、生徒等		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	通学路対策は、国の補助でも重点対策項目になっています。 (子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策)		
議会又は住民意見があれば記載	通学路に関する地区要望や、通学路点検箇所は毎年あります。議会や市民からは、通学路の安全対策は優先で行ってほしいとの要望が強いです。		
事業効果	危険個所の対策を行うことで、通学路や未就学児の移動経路における事故を減らすことができます。		
効果・効率を上げる方法	補助事業（社会資本整備総合交付金事業）等と活用し効率的に事業を行います。		
事業の検証方法	通学路や未就学児の移動経路における事故が無くなります。		
施策内での選択と集中	通学路点検により危険個所の把握が出来き、効果的な対策が可能です。幹線道路等は利用者が多いことから、歩道の設置の検討は、計画時から行う必要があります。		
事業廃止・中止等の影響	通学路での事故のリスクが高まります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	引き続き、安全確保のため事業は優先して行きます。	
見直しの経過と今後の予定	事業期間が長いものは、他事業との調整を図り早期の完了を目指します。ソフト対策も含めて早期に効果が図れるよう検討します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 通学路点検の結果を踏まえた通学路整備を行います。 市道2-5号線外の通学路整備工事を実施して行きます。
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 通学路点検の結果を踏まえた通学路整備を行います。 市道2-5号線外の通学路整備工事を実施して行きます。

戦略		少子化		事業番号	147
----	--	-----	--	------	-----

事業名	交通事故被害者等支援事業	担当課	危機管理課
-----	--------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(5)	被害者等の救済				
個別計画	第11次裾野市交通安全計画					
根拠法令	交通安全対策基本法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	交通事故被害者等の苦痛を軽減し、その回復を支援します。
内容	毎週火曜日を「交通事故相談日」として設定し、相談者への対応を行っています。 駿東地区交通災害共済事業（2市3町）による見舞金支給手続きを行っています。
課題	駿東地区交通災害共済加入率が低下傾向にあります。
今年度の取組と成果	毎週火曜日に交通事故相談を実施しました。 交通災害共済の加入手続きや、申請に伴う見舞金支給手続きを適切に行いました。 交通災害共済の令和5年度加入手続きに合わせ、広報紙に交通災害共済加入促進記事を掲載しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	交通災害共済の加入促進に努めていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
1,045	—	—	—	352	693	1,030
補正や繰越状況	なし					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 交通事故相談の実施	回	48	48	48	48	48	48
			48	48	/	/	/
活動 駿東地区交通災害共済事業における見舞金の支給	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実施	実施	/	/	/

事業評価調書

事業名	交通事故被害者等支援事業	担当課	危機管理課
-----	--------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	交通事故被害者等は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けるなど、大きな不幸に見舞われているため、多方面からの支援が必要です。		
対象者	市民（交通事故に遭われた人やその家族など）		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	駿東地区交通災害共済事業は2市3町（裾野市、御殿場市、小山町、清水町、長泉町）で運営しています。		
議会又は住民意見があれば記載	駿東交通災害共済の加入率が低下傾向にあります。		
事業効果	交通事故被害者などが一日も早く平穏な生活を取り戻していただくことに寄与します。		
効果・効率を上げる方法	市公式WEB等、様々な媒体を活用し、事業について積極的に広報していきます。		
事業の検証方法	交通事故発生件数・交通事故相談件数・駿東交通災害共済加入状況及び見舞金支給状況などにより検証していきます。		
施策内での選択と集中	-		
事業廃止・中止等の影響	交通災害に遭われた人やその家族などの苦痛や負担を軽減する手段が減ることになります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	交通事項被害者等のための公的な被害者支援の必要性から、今後も継続していきます。	
見直しの経過と今後の予定	現状維持で継続していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	交通事故相談を実施します。 駿東地区交通災害共済による見舞金の支給を行います。
令和 6 年度	交通事故相談を実施します。 駿東地区交通災害共済による見舞金の支給を行います。

戦略	—	少子化	—	事業番号	148
----	---	-----	---	------	-----

事業名	東富士演習場関係諸問題対策事業	担当課	渉外課
-----	-----------------	-----	-----

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-3	安全な生活と交通の確保			
	ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています。				
基本事業	3-3-(6)	東富士演習場関連の調整・対策				
個別計画	—					
根拠法令	—	事業期間	—	～	継続	

○事業概要

目的	東富士演習場を抱える裾野市において、諸問題の解決のため国、2市1町（御殿場、小山、裾野）、権利団体の調整を行います。
内容	国、2市1町（御殿場、小山、裾野）、権利団体により開催される東富士演習場使用協定運用委員会へ出席し、自衛隊・米軍の訓練及び第三者による東富士演習場の使用について協議します。
課題	自衛隊及び米軍による訓練において、特に航空機の騒音及び低空飛行などに対する住民の関心が高まりつつある。裾野市としても2市1町権利者と協力し国側に今後さらに粘り強く申し入れる必要があります。
今年度の取組と成果	東富士演習場使用協定運用委員会及び安全対策委員会に出席し、東富士演習場での沖縄県道104号線越え155ミリ榴弾砲実弾射撃訓練の実施内容の確認及び演習場内での第三者使用などについて調整しました。 住民から寄せられた訓練に係る苦情について国への申入れを行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	次年度以降も引き続き東富士演習場使用協定運用委員会をはじめ演習場諸問題に係る調整を行っていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
2,857	430	0	0	0	2,427	2,612
補正や繰越状況	—					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 東富士演習場諸問題への対応	/	実施	実績	実績	実績	実績	実績
		実施	実施	/	/	/	
活動 —			/	/	/	/	

事業評価調書

事業名	東富士演習場関係諸問題対策事業	担当課	渉外課
-----	-----------------	-----	-----

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助（演習場対策委員会への補助及び関連する委員会等への負担金）		
事業の必要性	東富士演習場を抱える上での民生安定（自衛隊・米軍の演習に係る諸問題の解決）のため必要となります。		
対象者	住民及び演習場権利者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	国の防衛施策等のより訓練内容及び市への交付金・補助金の内容が変化します。		
議会又は住民意見があれば記載	航空機をはじめとした、訓練に対する住民の意識が高まっており、議会での質問でもその問題が挙げられています。		
事業効果	東富士演習場を抱える上での民生安定（自衛隊・米軍の演習に係る諸問題の解決）のため必要となります。		
効果・効率を上げる方法	関係自治体や関係団体との連携を密にし、国側に申し入れを行っていきます。		
事業の検証方法	住民から寄せられる、訓練に対する苦情の件数や内容を確認します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	国や関係自治体との関係性もあることから、廃止は不可となります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	国や関係自治体との関係性もあることから、廃止は不可となります。	
見直しの経過と今後の予定	国や関係自治体との関係性もあることから事業を維持していきます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続実施します。
令和 6 年度	継続実施します。

事業名	災害時の医療救護体制整備事業	担当課	健康推進課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(1)	休日夜間等救急医療体制の継続				
個別計画	第2次すその健康増進プラン					
根拠法令		事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	災害時の医療救護体制や救護所の物品等を整備することにより、被災による傷病に対応でき、市民が安心安全に過ごすことができる。
内容	市民に対するの自助・共助の知識の普及を目指した災害医療講演会の開催や、医療従事者及び行政保健師の知識・技術の向上を図る医療救護訓練・研修会の開催、関係機関との連携・連絡を行うための医療救護体制意見交換会の開催などを行う、また、医療救護に必要な救護所用医薬品・医薬材料、スタッフ用備蓄食料、衛生電話等の整備を行う。
課題	期限切れとなる医薬品・医薬材料、食料、保存水の利用や処分方法。
今年度の取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護対策研修会「遺体検案の実際について」12/16開催 ・医療救護体制意見交換会6/28 2/13 の2回実施。富士山火山に関する救護所の設置について、災害時医療救護研修会について、令和5年度医療救護訓練について検討 ・医療資材、医薬品等の点検整理 1/25～2/10
(振返り) 次年度の取組・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度医療救護訓練について、危機管理課と調整し実施予定 ・災害時救護所立ち上げに必要な資材の整理（投光器、ベット、発電機など） ・災害時救護所（南小）資材置き場について、危機管理課と調整し行う

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
1,614	0	361	0	73	1,180	1,614
補正や繰越状況	—					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 医療救護訓練	回	1	1	1	1	1	1
			0	0	/	/	/
活動 医療救護体制意見交換会	回	4	4	4	4	4	4
			2	2	/	/	/

事業評価調書

事業名	災害時の医療救護体制整備事業	担当課	健康推進課
-----	----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	災害はいつ起こるか予見することができず、被害や傷病者の状況は変化する。被災による影響を最低限にするためには、平時から医療救護体制を整備することが必要である。		
対象者	市民、市職員、市内医療従事者等		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	災害救助法、災害対策基本法、静岡県地域防災計画、静岡県医療救護計画、裾野市地域防災計画、裾野市医療救護計画に基づき実施。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	医療救護訓練や講演会、医療救護体制意見交換会で災害時の対応を強化できる。いつ起きるか予測できない災害に対応できる。		
効果・効率を上げる方法	医療救護訓練や講演会、備蓄内容、方法について関係者と協議し準備していく。		
事業の検証方法	医療救護体制意見交換会で検討。		
施策内での選択と集中	危機管理課と連携し避難所の対応・備蓄内容について検討する。		
事業廃止・中止等の影響	災害時に対応できなくなる可能性がある。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	予測できない災害に対応するため、継続していく。	
見直しの経過と今後の予定	県のマニュアルの変更があった際に、市も変更していく。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	医療救護訓練、災害時医療講演会、医療救護体制意見交換会の開催及び救護所用の備蓄の整備。
令和 6 年度	医療救護訓練、災害時医療講演会、医療救護体制意見交換会の開催及び救護所用の備蓄の整備。

戦略		少子化	○	事業番号	150
----	--	-----	---	------	-----

事業名	裾野赤十字病院補助金事業	担当課	健康推進課
-----	--------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(1)	休日夜間等救急医療体制の継続				
個別計画	第2次すその健康増進プラン					
根拠法令	-		事業期間	平成9年	~	継続

○事業概要

目的	裾野赤十字病院に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、救急医療体制の確保並びに医療環境の充実整備を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療対策事業：救急医療に対応するため、補助を実施する。 医療機器等整備事業：医療機器の充実が図られるための補助を実施する。 医師確保等支援事業：医師の確保を図るため、医師の事務負担を軽減する職員に係る経費を補助する。
課題	地域において、効率的で効果的な医療提供体制を継続していくとともに、休日夜間等の救急医療体制を持続していくこと。
今年度の取組と成果	令和4年度は従来の補助に加えて、新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療機器等整備事業及び、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援に係る補助事業に対する補助も実施した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	次年度も地域における中核医療機関として、予算の範囲内において補助金を交付し、救急医療体制の確保並びに医療環境の充実整備を図っていく。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
93,000	20,000				73,000	93,000
補正や繰越状況	新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療機器等整備事業として10,000千円、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援に係る補助事業として10,000千円を増額補正					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 裾野赤十字病院との調整会議の実施	回	2	2	2	2	2	2
活動							

事業評価調書

事業名	裾野赤十字病院補助金事業	担当課	健康推進課
-----	--------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助金		
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療対策事業：第1次及び第2次救急医療の迅速な対応を充実させるため ・ 医療機器等整備事業：医療等の向上及び充実に係る機器の整備をするため ・ 医師確保等支援事業：医療の充実に係る医師の確保、医師の負担軽減に係る医師事務作業補助者を確保するため 		
対象者	裾野赤十字病院		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況			
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	地域における「中核医療機関」として、多くの市民への医療行為や健康診断などに大きく貢献。		
効果・効率を上げる方法			
事業の検証方法	裾野赤十字病院の実績報告等による検証		
施策内での選択と集中	裾野赤十字病院の経営状況により、補助金額の検証		
事業廃止・中止等の影響	裾野赤十字病院の救急医療体制確保の困難が予想される。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	裾野赤十字病院が中核医療機関として、多くの市民への医療行為や健康診断などに大きく貢献している現状があり、複数年の継続的支援が必要なため、継続（現状維持）とする。	
見直しの経過と今後の予定	裾野赤十字の経営状況により、補助金の金額を見直していく	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続（現状維持）
令和 6 年度	継続（現状維持）

事業名	地域医療体制確保事業	担当課	健康推進課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要などきに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(1)	休日夜間等救急医療体制の継続				
個別計画	第2次すその健康増進プラン、第2次裾野市歯科保健計画					
根拠法令	-	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	必要などきに安心して受診できる医療機関が整い、医療費の適正化や市民の健康寿命の延伸につながる。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津医師会救急医療委託事業：初期救急及び2次救急の実施 ・歯科休日救急医療委託事業：休日歯科診療業務 ・沼津夜間救急医療センター運営事業：沼津夜間救急センター運営管理経費 ・裾野地区医師会等交付金：裾野支部で行う活動に対する交付金 ・駿東歯科医師会裾野市支部交付金：裾野市支部で行う活動に対する交付金 ・広域救急ドクターバンク運営費負担金：ドクターバンク事業
課題	地域において、効率的で効果的な医療提供体制を継続していくとともに、休日夜間等の救急医療体制を持続していくこと。
今年度の取組と成果	令和4年度は従来への補助に加えて、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用の補助、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援に係る補助、新型コロナとインフルの同時流行に備えた休日診療体制確保の対する補助も実施した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	次年度も引き続き地域における医療提供体制を継続していくとともに、休日夜間等の救急医療体制を持続していく。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
52,837	26,103				26,734	52,837
補正や繰越状況	新型コロナウイルス感染症対策に要する費用の補助事業として12,403千円、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援に係る補助事業として13,700千円を増額補正					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 医師会との調整会議の実施	回	2	2	2	2	2	2
			2	2	/	/	/
活動 歯科医師会との調整会議の実施	回	2	2	2	2	2	2
			2	2	/	/	/

事業評価調書

事業名	地域医療体制確保事業	担当課	健康推進課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	地域の休日夜間救急医療体制等を整えることにより、市民の方に安心して暮らしていける環境を維持している。		
対象者	沼津医師会、駿東歯科医師会等		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	沼津医師会管内市町（沼津市、長泉町、清水町）、駿東歯科医師会管内市町（御殿場市、小山町、長泉町、清水町）と協力し実施している。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	医療機関対象時間外でも安心して医療を受けられる環境の維持		
効果・効率を上げる方法			
事業の検証方法	沼津医師会、駿東歯科医師会等の実績報告による検証		
施策内での選択と集中			
事業廃止・中止等の影響	地域において、効率的で効果的な医療提供体制の継続が困難になる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	市民が受けられる医療提供体制を持続していくため。	
見直しの経過と今後の予定	経営状況等により金額を見直していく	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続（現状維持）
令和 6 年度	継続（現状維持）

戦略		少子化		事業番号	152
----	--	-----	--	------	-----

事業名	国民健康保険制度の運営事業	担当課	国保年金課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(2)	国民健康保険事業の運営・充実				
個別計画	-					
根拠法令	国民健康保険法	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	国民健康保険制度の健全な事業運営を行う。
内容	国民健康保険法に定められた事業を実施する。 ①被保険者等の資格管理 ②医療給付 ③国民健康保険特別会計の運営 など
課題	法律に定められた通りに財政負担を行い、会計処理を実施することが求められている。制度の改正や、国の方針・基準の変更に合わせて、適切に対応する必要がある。
今年度の取組と成果	法令に基づき、健全な事業運営を行った。
(振返り)次年度の取組・留意点	健全な事業運営を継続するために、引き続き制度の改正や国の方針・基準の変更に合わせて適切に対応していく。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
4,896,390		3,510,057		161,554	1,224,779	4,705,022
補正や繰越状況	補正状況 (R4.9月補正、R5.2月補正)					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 県国保連合会への診療報酬等給付決定と支払の実施	回	12	12	12	12	12	12
			12	12	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	国民健康保険制度の運営事業	担当課	国保年金課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費（国民健康保険制度の運営）		
事業の必要性	地域医療保険の基盤となる制度の運営		
対象者	国民健康保険の被保険者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	国民健康保険法や国民健康保険条例等に基づき、全国の市区町村が実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	-		
事業効果	-		
効果・効率を上げる方法	-		
事業の検証方法	-		
施策内での選択と集中	-		
事業廃止・中止等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	-	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	153
----	--	-----	--	------	-----

事業名	国民健康保険保健事業	担当課	国保年金課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(2)	国民健康保険事業の運営・充実				
個別計画	第3期裾野市特定健康診査等実施計画・第2期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（2018～2023）					
根拠法令	裾野市国民健康保険条例、裾野市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	生活習慣病の発症や重症化を防ぐ取組みを進めることによって被保険者の生活の質を維持・向上させ、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図る。
内容	各種保健事業を実施する。 ①人間ドック・脳ドック事業 ②糖尿病性腎症等重症化予防事業 ③若年者特定健診動機付け事業 ④24時間電話相談事業 など
課題	被保険者の健康増進や医療費の抑制を目指した、より効率的で効果的な保健事業の実施が求められている。
今年度の取組と成果	新型コロナウイルス感染症による受診控えが収まり、脳ドックの受診者数が令和元年度並みに増えた。 生活習慣病重症化予防事業について、昨年度に引き続き委託事業者による非接触型の保健指導を実施したことで、事業対象者の健康状態の悪化を防ぎ、生活習慣を改善させた。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	人間ドック・脳ドック事業について、次年度からより利用しやすくするための見直しを実施し、受診の申込も電子申請で行えるようにする。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
12,607					12,607	9,461
補正や繰越状況	補正状況（R5. 2月補正）					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 糖尿病性腎症等重症化予防事業の実施率	%	61.1	80	80	80	80	80
			51.2	74.4			
活動 若年者特定健診動機付け事業の受診率	%	6.7	10	10	10	10	10
			6.9	6.3			

事業評価調書

事業名	国民健康保険保健事業	担当課	国保年金課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス（人間・脳ドック事業、糖尿病性腎症等重症化予防事業、若年者特定健診動機付け事業など）		
事業の必要性	国民健康保険の医療給付に合わせ各種保健事業を実施することにより、生活習慣病の早期発見や予防、また適切な受診勧奨や保健指導に繋がり、被保険者の健康増進への寄与と医療費の抑制・適正化が期待できる。		
対象者	国民健康保険の被保険者（事業内容によって年齢制限あり）		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	国民健康保険法や国民健康保険条例等に基づき、全国の市区町村が実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	-		
事業効果	国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化		
効果・効率を上げる方法	事業の結果やアンケートから方向性を見出し、また他の市区町村の実施状況や国の方針などの情報からより効率的・効果的な実施方法を検討する。		
事業の検証方法	-		
施策内での選択と集中	-		
事業廃止・中止等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	-	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	154
----	--	-----	--	------	-----

事業名	国民健康保険特定健康診査等事業	担当課	国保年金課
-----	-----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(2)	国民健康保険事業の運営・充実				
個別計画	第3期裾野市特定健康診査等実施計画・第2期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルズ計画）（2018～2023）					
根拠法令	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	生活習慣病の発症や重症化を防ぐ取組みを進めることによって被保険者の生活の質を維持・向上させ、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図る。
内容	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた事業を実施する。 ①特定健康診査 生活習慣病の予防のために、40歳から74歳を対象に健診を実施する。 ②特定保健指導 特定健診の結果から専門スタッフが生活習慣を見直すサポートを実施する。
課題	特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率向上が求められている。
今年度の取組と成果	特定健康診査の受診率向上のため、未受診者に対しそれぞれの健康意識等の特性に応じた勧奨通知の送り分けを委託事業により実施、未経験者の掘り起こしにも繋がった。
(振返り) 次年度の取組・留意点	引き続き委託事業者による受診勧奨を実施する。より効果的な勧奨時期や方法により、特定健康診査の受診率を向上させる。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
46,577		12,590			33,987	43,001
補正や繰越状況	補正状況（R5. 2月補正）					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 特定健康診査受診率	%	45.2	52	54	60	60	60
			44.1	44.7			
活動 特定保健指導実施率	%	30.5	43	44	60	60	60
			28.5	39.0			

事業評価調書

事業名	国民健康保険特定健康診査等事業	担当課	国保年金課
-----	-----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス・義務的経費（特定健康診査・特定保健指導）		
事業の必要性	国民健康保険の医療給付に合わせ特定健康診査等事業を実施することにより、生活習慣病の早期発見や予防、また適切な受診勧奨や保健指導に繋がり、被保険者の健康増進への寄与と医療費の抑制・適正化が期待できる。		
対象者	国民健康保険の被保険者（40歳から74歳まで）		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	国民健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国の市区町村が実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	-		
事業効果	国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化		
効果・効率を上げる方法	未受診者に受診勧奨通知を送付 初めて受診する40歳には特定健康診査の説明と受診勧奨案内を受診券に同封		
事業の検証方法	特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率		
施策内での選択と集中	-		
事業廃止・中止等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	-	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	155
----	--	-----	--	------	-----

事業名	後期高齢者医療制度の運営事業（一般会計）	担当課	国保年金課
-----	----------------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要などきに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(3)	後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実				
個別計画	-					
根拠法令	地方自治法、高齢者の医療の確保に関する法律	事業期間	H20	～	継続	

○事業概要

目的	後期高齢者医療制度の健全な事業運営を行う。
内容	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた事業を実施する。 ①被保険者等の資格管理 ②医療給付 ③広域連合への負担金の支払 など
課題	法律に定められた通りに財政負担を行い、会計処理を実施するものである。 今後、被保険者数の増加予測を踏まえている中で、決められた中でも迅速かつ効率的な事務処理を実施していく必要がある。
今年度の取組と成果	後期高齢者医療保険制度療養給付費負担金事業を実施。
(振返り) 次年度の取組・留意点	後期高齢者医療保険制度療養給付費負担金事業を実施。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
434,919				8,020	426,899	434,804
補正や繰越状況	補正状況（R4. 9月、R4. 12月、R5. 2月補正）					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標 実績	目標 実績	目標 実績	目標 実績	目標 実績
活動 広域連合への医療給付費負担金の支出	回	4	4	4	4	4	4
			4	4	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	後期高齢者医療制度の運営事業（一般会計）	担当課	国保年金課
-----	----------------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費（後期高齢者医療制度の運営）		
事業の必要性	高齢者医療保険の基盤となる制度の運営		
対象者	後期高齢者医療の被保険者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国の市区町村が実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	-		
事業効果	後期高齢者医療保険制度の適正な運営。		
効果・効率を上げる方法	被保険者数の増加予測を踏まえて、適切に対応。		
事業の検証方法	前年の療養給付費確定に基づく法定負担額。医療機関受診により変動するものなので、毎年変動する。		
施策内での選択と集中	-		
事業廃止・中止等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施。	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	156
----	--	-----	--	------	-----

事業名	後期高齢者医療制度の運営事業（特別会計）	担当課	国保年金課
-----	----------------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(3)	後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実				
個別計画	-					
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律	事業期間	H20	～	継続	

○事業概要

目的	後期高齢者医療保険料等の収入と広域連合への支出を実施する。
内容	後期高齢者医療保険料や、減額賦課分の一般会計からの法定繰入金を収入する。 また、広域連合への納付金等を支出する。
課題	後期高齢者医療保険料の賦課徴収事務や会計処理を適切に実施することが求められている。 被保険者数の増加予測を踏まえて、適切に対応する必要がある。
今年度の取組と成果	被保険者数の増加予測を踏まえて、適切に対応する必要がある。 保険料の徴収については、被保険者に公平に負担いただくため、滞納が無いよう収納の推進に力を入れた。
(振返り) 次年度の取組・留意点	被保険者数の増加予測を踏まえて、適切に対応する必要がある。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
634, 977				638, 522		633, 289
補正や繰越状況	補正状況（R4. 9月、R5. 2月補正）					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 広域連合への保険料納付金の支出	回	12	12	12	12	12	12
			12	12	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	後期高齢者医療制度の運営事業（特別会計）	担当課	国保年金課
-----	----------------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費（後期高齢者医療制度）		
事業の必要性	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた事業を実施する。		
対象者	後期高齢者医療保険の被保険者。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国の市町村が実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	-		
事業効果	後期高齢者医療保険制度の適正な運営。		
効果・効率を上げる方法	後期高齢者医療保険制度の健全な事業運営の継続。		
事業の検証方法	後期高齢者医療保険制度の健全な事業運営。		
施策内での選択と集中	被保険者数の増加予測を踏まえて、適切に対応。		
事業廃止・中止等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施。	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	157
----	--	-----	--	------	-----

事業名	後期高齢者医療保健事業	担当課	国保年金課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保			
	ありたい姿	必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています。				
基本事業	3-4-(3)	後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実				
個別計画	—					
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律	事業期間	H20	～	継続	

○事業概要

目的	生活習慣病の発症や重症化を防ぐ取組みを進めることによって被保険者の生活の質を維持・向上させ、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図る。
内容	事業主体の静岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療保険制度の被保険者を対象に、国保の特定健康診査の内容に準じた健康診査を実施する。
課題	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を、令和6年度までに全国的に実施する。当市では令和4年度から事業を開始する。
今年度の取組と成果	後期高齢者医療健康診査を実施した。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業として、介護保険課、健康推進課と連携して健康状態不明者に対するアンケートの実施及び地区サロンでの健康教育などを実施した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	後期高齢者医療健康診査は例年通り実施する。また広域連合と協力して受診率の向上に努める。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、介護保険課、健康推進課の他、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携により実施していく。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
34,241				25,504	8,737	34,090
補正や繰越状況	補正状況 (R4. 12月補正)					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 後期高齢者医療健康診査受診率	%	39.46	36	36	36	36	36
			39.2	41.1			
活動							

事業評価調書

事業名	後期高齢者医療保健事業	担当課	国保年金課
-----	-------------	-----	-------

分類	新規事業・継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス・義務的経費（後期高齢者医療制度健康診査等事業）		
事業の必要性	後期高齢者医療の医療給付に合わせ健康診査を実施することにより、早期発見や生活習慣病の予防、また適切な受診勧奨に繋がり、被保険者の健康増進への寄与と医療費の抑制・適正化が期待できる。		
対象者	後期高齢者医療の被保険者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国の市町村が広域連合から実施している。		
議会又は住民意見があれば記載	-		
事業効果	後期高齢者の健康寿命の延伸と医療費の適正化		
効果・効率を上げる方法	受診券の送付に案内を同封し、広報紙や広報無線等でも周知する。		
事業の検証方法	後期高齢者医療健康診査の受診率		
施策内での選択と集中	-		
事業廃止・中止等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施。	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	158
----	--	-----	--	------	-----

事業名	在宅医療・介護連携推進事業	担当課	介護保険課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(1)	地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法	事業期間	H30	～	継続	

○事業概要

目的	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、医療機関と介護サービス事業者等との連携を推進することにより、在宅生活における医療・介護サービスを向上させる。
内容	医療関係者、介護サービス事業者等の協力を得ながら、事業運営の委員会を設置し、課題等の検討、切れ目ない提供体制を目指す。 多職種研修の実施。 介護・医療の専門職を対象とし、連携のための相談窓口（あしたかつつじ）を市内医療機関に設置する。
課題	専門職が相談窓口を活用し、関係機関につなげることもできている。また、多職種研修の実施もしており、各機関の役割等を共有したり技術向上につなげることができているため、今後も継続実施が必要である。
今年度の取組と成果	在宅医療・介護連携推進会議を2回実施し、課題・対策の検討を実施した。 多職種の研修として地域調整会議を6回開催し288人参加。医療機関職員への研修1回を予定していたが、コロナ禍のため延期。連携のための相談窓口では21件の相談があり対応した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	感染症まん延状況を見ながら、医療機関職員への研修を実施する。相談窓口や関連事業からみる課題について委員会等で検討し、多職種研修や市民啓発等に反映していきたい。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
2,633	1,013	506			1,114	2,535
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 在宅医療・介護連携支援センター『あしたかつつじ』の相談件数	件	15	15	20	20	25	25
			22	21	/	/	/
活動 在宅医療・介護連携推進会議の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
			2	2	/	/	/

事業評価調書

事業名	在宅医療・介護連携推進事業	担当課	介護保険課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想される中で、医療と介護が一体的に提供され、住み慣れた地域で最後まで暮らせるような取り組み（医療・介護等の連携）が必要なため。		
対象者	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者、医療・介護等の専門職		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	医療法、介護保険法等		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	医療と介護等の専門職の連携により、医療と介護が一体的に提供され効率的・円滑な支援の提供ができる。		
効果・効率を上げる方法	医療と介護等の専門職が情報共有や技術向上できる研修を増やす。介護・医療の専門職を対象とした、連携のための相談窓口（あしたかつつじ）活用を啓発する。		
事業の検証方法	研修・会議開催数、相談窓口対応数、連携事例数等		
施策内での選択と集中	医療法、介護保険法で定める基本の方針に位置付けられ、同内容事業は他になく統合・廃止は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が住み慣れた地域で最後まで自分らしく生活を送ることができなくなり、対象者や家族が望まない施設入所や医療機関入院数の増加につながる。また、医療と介護の連携がなされず、対象者や家族が必要とする支援が非効率的に実施せざるを得ない状況となる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化	○	事業番号	159
----	--	-----	---	------	-----

事業名	地域ふれあい塾事業	担当課	総合福祉課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(2)	地域福祉活動の推進				
個別計画						
根拠法令	裾野市地域ふれあい塾補助金交付要綱	事業期間	平成19年度	～	継続	

○事業概要

目的	高齢者への生きがい支援を目的としています。
内容	ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者を対象とする、地域における生きがい対策又は介護予防活動を目的とする事業を実施する自治組織等に補助金を交付します。
課題	コロナ禍であるためか事業を実施する区が減少しています。
今年度の取組と成果	区長ハンドブック等を通じて事業の周知を促しましたが、コロナ禍により例年よりも申請が少なく、事業の縮小や中止となる区がありました。
(振返り)次年度の取組・留意点	実施区数が減少しているため、制度の周知を行うことや、書類作成事務の軽減のため、分かりやすい記載例を示すよう努めます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
912					912	456
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 地域ふれあい塾の参加人数	人	6,088	6,200	6,300	6,400	6,500	6,650
			2,728	4,551			
活動							

事業評価調書

事業名	地域ふれあい塾事業	担当課	総合福祉課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助金		
事業の必要性	各区で行っている当該事業を補助し、活性化することで、地域課題を解決し、市民一人ひとりが活躍できる社会の形成に寄与します。		
対象者	各区（区で行われている高齢者の生きがい等を目的とした地域ふれあい塾事業）		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	介護保養事業の一つとして高齢者が集い、通う場としてサロンが全国的に取り組まれています。		
議会又は住民意見があれば記載	区長から、新型コロナウイルスの影響により事業の実施が困難だという意見がありました。		
事業効果	元気な高齢者の増加が見込まれることで、要介護・要支援認定者の減少が見込まれます。		
効果・効率を上げる方法	補助金額を増額することや、補助対象を各区に限定せず任意団体や複数区による合同実施を可とするなど汎用性を持たせることです。		
事業の検証方法	毎年のふれあい塾事業参加者数で検証します。		
施策内での選択と集中	介護保険事業化を検討します。		
事業廃止・中止等の影響	地域で定着して生きた地域サロン活動が低迷し、高齢者の生きがいや集まる機会が失われ、ひいては要介護認定者が増加する可能性があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	補助している事業には、明確に介護予防を目的としたサロン活動とそうでないものが含まれており、介護保険事業化することは困難であるため、情報収集を行います。	
見直しの経過と今後の予定	介護保険事業化や区への補助金に一本化するなどを検討しましたが、上記理由もあり現状維持としています。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	事業実施区へ補助の実施を継続します。
令和 6 年度	事業実施区へ補助の実施を継続します。

戦略		少子化	○	事業番号	160
----	--	-----	---	------	-----

事業名	社会福祉協議会補助事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(2)	地域福祉活動の推進				
個別計画	—					
根拠法令	社会福祉法・社会福祉法人の助成に関する条例	事業期間	昭和61年4月1日	～	継続	

○事業概要

目的	社会福祉法人が行う福祉事業の活性化による地域福祉の推進が目的です。
内容	社会福祉法人が行う福祉事業に対し補助金を交付します。
課題	対象が営利事業ではないため、偏りや重複がないよう支援する事業の内容把握が必要です。
今年度の取組と成果	対象の福祉事業に補助金を交付することで、福祉事業の活性化と地域福祉の推進を促しました。
(振返り)次年度の取組・留意点	対象事業は営利目的ではなく、社会的弱者である利用者の負担を軽減のためであるので、今の水準を維持します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
15,650					15,650	15,650
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 補助事業実施の有無	—	実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施			
活動							

事業評価調書

事業名	裾野市社会福祉協議会補助事業	担当課	社会福祉課
-----	----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事業
事務の種類	補助・交付金		
事業の必要性	社会福祉法に基づき社会福祉法人に対する支援・協力を行っています。		
対象者	社会福祉法人・裾野市社会福祉協議会になります。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	社会福祉法の改正等により対応します。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	福祉の支援を必要とする方に対して、支援事業が行われました。		
効果・効率を上げる方法	効率的な事業運営が出来る様、社会福祉協議会と協議を重ね、費用を抑えながら事業の質を維持または向上させるための方法を模索することです。		
事業の検証方法	毎年の補助金申請、事業報告の際に社会福祉協議会と協議を行い、事業ごとに利用件数等を確認し、課題等を把握します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	社会福祉協議会が行う福祉事業の質の低下につながり、障がい者など社会的弱者の負担が増大する恐れがあります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	社会福祉法に基づき、今後とも適正な補助金交付を行います。	
見直しの経過と今後の予定	補助対象事業の見直しを行いながら、市の要綱においてもより適正な運用を目指します。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	社会福祉法人により行われる福祉事業に補助金を交付します。
令和 6 年度	社会福祉法人により行われる福祉事業に補助金を交付します。

戦略		少子化		事業番号	161
----	--	-----	--	------	-----

事業名	シルバー人材センター運営費補助事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(3)	高齢者の活動的な暮らしの支援				
個別計画						
根拠法令	公益社団法人裾野市シルバー人材センターの助成に関する要綱	事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	高齢者に就業の機会を確保、提供し、生きがいの充実と福祉の増進を図ります。
内容	公益社団法人裾野市シルバー人材センターに助成します。
課題	世間は高齢化社会に突入していますが、民間において従業員の再雇用やアルバイトの雇用において年齢制限を上げるなどの事情があり、会員数の伸び悩みがあります。
今年度の取組と成果	高齢者が就業機会を得るサポートを目的に助成し、例年と変わらない利用件数を維持しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	今年度並みの就業機会を確保のために助成するとともに、シルバー人材センターで課題となっている会員数増加の研究について連携します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
10,500					10,500	10,500
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 シルバー人材センター会員数	人	289	295	300	305	310	315
			258	249			
活動							

事業評価調書

事業名	シルバー人材センター運営費補助事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	補助・交付金		
事業の必要性	高齢者の活動的な暮らしを支援するために、高齢者の活躍の場と機会を確保することが必要です。		
対象者	裾野市シルバー人材センター		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	裾野市シルバー人材センター会員の増加です。		
効果・効率を上げる方法	広報による会員増加を目指します。		
事業の検証方法	団体が提出する実績報告に基づき、高齢者がどれだけの水準で就業機会を得ることができているかを確認します。		
施策内での選択と集中	シルバー人材センターの指定や認可は県が行っており、市の任意で統廃合はできません。		
事業廃止・中止等の影響	シルバー人材センターの指定や認可は県が行っており、市の任意で廃止はできません。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	高齢者が増加する中で、高齢者が持つ知識・技術・経験を生かす場はこれからも必要です。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	シルバー人材センター補助金交付を継続します。
令和 6 年度	シルバー人材センター補助金交付を継続します。

戦略		少子化	○	事業番号	162
----	--	-----	---	------	-----

事業名	老人ホーム入所措置事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実		
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。			
基本事業	3-5-(4)	福祉サービスの充実			
個別計画	—				
根拠法令	老人福祉法・裾野市老人福祉法施行細則	事業期間		～	継続

○事業概要

目的	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者に生活の場所を提供するため、養護老人ホームへの措置入所を行います。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 措置費の支払いや措置入所中の対象者の状況確認などを行います。 措置入所を要する対象者の相談対応を行い、状況に応じて審査会の開催・施設との調整等を行います。
課題	民間の有料老人ホームなど、以前に比べて措置入所以外の選択肢も増えている中で、措置を行うべきかどうかの見極めが難しくなっています。
今年度の取組と成果	入所中の対象者には施設訪問を行い、状態や状況の確認を行いました。
(振返り)次年度の取組・留意点	定期的な施設訪問や施設職員との情報共有により、対象者が健やかに暮らせるよう留意します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
33,616				2,179	31,437	19,330
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 入所措置事業の実施	-	実施	実績	実績	実績	実績	実績
		実施	実施				
活動							

事業評価調書

事業名	老人ホーム入所措置事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費・市民サービス		
事業の必要性	・現在措置入所中の高齢者については引き続き対応が必要となります。 ・近年は本人の収入や生活保護の範囲内で対応可能なケースが多く、措置による対応は減少していますが、要請があれば新規の措置を検討する必要があります。		
対象者	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	「老人福祉法」に基づき、原則として全国一律の事務を行っています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホーム等に入所してもらうことで、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練などの支援が見込めます。		
効果・効率を上げる方法	—		
事業の検証方法	法改正により入所措置制度が無くなった場合、事業が終了します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	法定の業務であり、継続して措置しているケースもあるため、任意による廃止は不可能です。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	「老人福祉法」に基づく事業であり、市が任意で事業を縮小・拡大は出来ません。	
見直しの経過と今後の予定	法改正等によります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 措置費（扶助費）の支払を行います。 被措置者の状況確認・面談・各種変更の対応をします。 新規措置者の対応（相談・入所判定委員会）を行います。
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 措置費（扶助費）の支払を行います。 被措置者の状況確認・面談・各種変更の対応をします。 新規措置者の対応（相談・入所判定委員会）を行います。

戦略		少子化	○	事業番号	163
----	--	-----	---	------	-----

事業名	老人福祉センター運営管理事業	担当課	総合福祉課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(4)	福祉サービスの充実				
個別計画						
根拠法令	老人福祉法・裾野市福祉保健会館の設置及び管理に関する条例	事業期間	平成7年4月1日	～		

○事業概要

目的	老人に対して、心身の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜をはかり、もって老人の健康で明るい生活を営ませることを目的とすると共に、市民の福祉の向上を図ることを目的とします。
内容	入浴施設等の管理運営・レクリエーション活動の場を提供します。
課題	コロナ禍における安全な運営の管理が必要です。 開館して30年近くとなり、施設の老朽化に伴う維持改修および設備の更新が必要です。
今年度の取組と成果	利用者が明るい老後を過ごせるよう、レクリエーション等の場を提供しました。国や県によるコロナの警戒レベルに対応した表を作成し、レベルに応じたスムーズな制限を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	感染症におけるコロナウイルスの位置づけが代わったことにより、施設利用の制限解除をしますが、利用者が安心して利用できるよう、消毒液など身近な感染対応は継続します。老朽化に伴う施設の劣化を把握し、費用対効果を分析したうえで施設の今後を検討します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
12,921				1,800	11,121	12,651
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 利用者数 (人/年)	人	9,440	9,600	9,650	9,700	9,750	9,800
			6,309	6,392			
活動							

事業評価調書

事業名	老人福祉センター運営管理事業	担当課	総合福祉課
-----	----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	高齢者の心身の健康の増進・レクリエーション活動の場を提供する施設を運営する事により、高齢者の外出機会を推進すると共に仲間づくり、居場所づくりに寄与しています。		
対象者	老人クラブ会員、一般利用者になります。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	維持費の観点から、周辺自治体では温浴施設のみ廃止するケースや老人福祉センターの運営を辞めたケースがあります。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	外出機会の推進・仲間や居場所づくりを事業効果とします。よって、利用者数が増加する事で事業効果を図ることが出来ます。 令和2年度：5,704人 令和3年度：6,309人		
効果・効率を上げる方法	解除も含めた国の新型コロナウイルス対策を把握し、現在は、利用制限を行っているレクリエーションの禁止・サウナの利用制限等をルールに則った安全な施設利用を図る必要があります。		
事業の検証方法	本事業に対するニーズ、本事業の趣旨に即した別事業があれば役目の達成と判断する事が可能です。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	ひきこもりとなる高齢者が増加する可能性があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	適正な運営を目指します。	
見直しの経過と今後の予定	委託料や事業内容については、受託者との打ち合わせにより毎年見直しを行ってます。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	老人福祉センターの管理運営を委託していきます。
令和 6 年度	老人福祉センターの管理運営を委託していきます。

戦略		少子化	○	事業番号	164
----	--	-----	---	------	-----

事業名	紙おむつ等購入助成事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(4)	福祉サービスの充実				
個別計画	裾野市高齢者福祉計画					
根拠法令	裾野市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱	事業期間	平成15年8月1日	～	継続	

○事業概要

目的	在宅介護を行う方の経済的負担の軽減を図ると共に、要介護者への福祉の向上に寄与するためです。
内容	在宅の要介護者が使用する紙おむつ、尿取りパット、防水シート及び使い捨て手袋の購入費に対し、要介護者の介護状況・所得状況に応じ助成金を交付します。
課題	高齢化に伴い本事業にかかる経費が増加する傾向にありますが、施設入所や長期の入院などの要因により、必要とする経費の把握が困難です。
今年度の取組と成果	在宅介護者の負担軽減を目的に助成を行い、事業の精算時、主務者と主務者以外の者によってチェックを二重で行うことで、事務の精度と処理速度を高めました。
(振返り)次年度の取組・留意点	高齢化による対象者の増加や介護を必要としながらも在宅での生活を選択する方が増えているため、助成範囲や対象者の見直し等を検討する必要があります。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
6,777					6,777	4,907
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 本事業実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
活動							

事業評価調書

事業名	紙おむつ等購入助成事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

分類	継続	事務の種類	自治事業
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	厚生労働省では、高齢化が加速する中、在宅での介護や生活支援を推進しており、本事業はその一端を担っています。		
対象者	次のいずれにも該当する市民です。 ・介護保険被保険者証を所有している・介護保険法の規定による介護認定において、要介護状態の認定を受けている・在宅で紙おむつを使用している		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	在宅での介護・生活をする中で、世帯の金銭的な負担軽減となります。		
効果・効率を上げる方法	市公式ウェブサイト以外においても、広報誌などにより本事業の周知を定期的に行うことです。		
事業の検証方法	紙おむつの利用者一人における金額や利用者数や、今後の伸び率や紙おむつ等の価格の推移などにより、助成事業として適正かどうかを検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	在宅での介護・生活をする中で金銭的な負担の増加が見込まれ、結果的に各家庭での在宅福祉の質が落ちることや介護保険サービスの負担が増える可能性があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	厚生労働省からの方針と、事業対象者となる市民が増加が見込まれる現状を鑑みると今後とも事業継続し、在宅介護の支援を続ける必要があります。	
見直しの経過と今後の予定	高齢化に伴い、必要とする予算が増える見込みではありますが、市の財政状況に合わせた事業展開をしていく必要があります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	実施します。
令和 6 年度	実施します。

事業名	生活困窮者支援事業	担当課	総合福祉課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(4)	福祉サービスの充実				
個別計画	—					
根拠法令	生活困窮者自立支援法	事業期間	平成27年度	～	継続	

○事業概要

目的	生活困窮者に、自立相談支援の実施や住居確保給付金の支給等の自立支援に関する施策を講ずることで、自立を促します。
内容	相談事業にて生活困窮者の状況を把握し、自立に向けたアドバイスや必要に応じて他機関に繋げるなどの支援を行います。失業等の理由により住居を喪失しそうな方には、住居確保給付金や一時生活支援により就職活動のし易い環境を整えます。
課題	生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者個人が抱える問題のみならず、世帯として抱える課題を把握し、短期的な方針と長期的な方針をたて、手厚い支援を実施していく必要があります。
今年度の取組と成果	「生活自立支援センター」を開所し、相談員4名体制により、相談員が相談者の抱える問題に丁寧に対応し、就労支援や家計改善、社会保障の手続きのサポート等を行いました。生活困窮者自立支援制度の支援で自立が難しいと判断した者については、生活保護に繋げました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	本年度より開所した「生活自立支援センター」と他機関との連携がもっと円滑に行えるよう、市が潤滑油となり繋げていきます。また、関係機関と会議により対象者の情報を共有し、切れ目のない支援を行います。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
28,972	20,056	20			8,896	25,345
補正や繰越状況	R4.12月補正					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 生活困窮者自立支援の実施	—	実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施			
活動							

事業評価調書

事業名	生活困窮者支援事業	担当課	総合福祉課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	法定受託事務
事務の種類	義務的経費（扶助費）		
事業の必要性	生活困窮者自立支援法で定められており、生活保護へ至るまでのセーフティーネットとして存在し、困窮の理由に応じて様々な支援を行い問題を解決することで、生活困窮者の自立を促します。		
対象者	所得が非課税である方やひきこもり、障がいがある方、何らかの事情で地域社会に参画できない方になります。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	手厚い支援が必要なことであることから、本事業に対する外部委託への補助金は認められており、県や周辺自治体は外部機関に委託しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	生活保護に至らず、自立ができれば住民税等の収益を見込めます。		
効果・効率を上げる方法	県や周辺自治体のように外部に委託し、手厚く細やかな支援を行うことが効果に繋がると考えます。		
事業の検証方法	関係者を集めた会議やPDCAサイクルを活用し、支援プランの有効性を定期的に検証します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	—		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	生活自立支援センターを開設し、生活困窮者への支援を委託し、様々な理由で生活に困った方の受け皿となっています。まずは、当センターで困窮している理由を把握し、必要に応じて他機関と連携していくことを考えています。	
見直しの経過と今後の予定	当該事業の委託期間が令和4～6年の3ヶ年であり、契約の最終年に事業評価等を行います。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	自立相談、家計管理と就労準備を三位一体の支援事業とし、困窮者からの幅広いニーズに応えられるよう外部委託を行います。
令和 6 年度	自立相談、家計管理と就労準備を三位一体の支援事業とし、困窮者からの幅広いニーズに応えられるよう外部委託を行います。

戦略		少子化	○	事業番号	166
----	--	-----	---	------	-----

事業名	生活保護事業	担当課	総合福祉課
-----	--------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(4)	福祉サービスの充実				
個別計画	—					
根拠法令	生活保護法	事業期間	昭和25年度	～	継続	

○事業概要

目的	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することです。
内容	保護は厚生労働大臣の定める基準で判断し、保護受給者の収入等で賄いきれない不足分を保護費で補います。自宅への訪問やハローワーク、病院、障がい者施設などの他機関との連携で、保護受給者の問題点などを把握し、必要な支援を行い自立を助長します。
課題	保護受給者には精神的な疾患を抱えた者が多く、専門職や他機関との速やかで緊密な連携が必須です。
今年度の取組と成果	面接や金融機関等への適切な調査により保護申請者の状況を把握し、ケース会議を速やかに開いて保護の決定を行い必要な保護を開始しました。また、訪問計画に基づき受給者宅を訪問して生活状態を把握すると共に、自立に向けた支援を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	訪問計画に沿った訪問を実施します。被保護者健康管理支援事業による健康診断の受診を勧奨します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
286,689	203,674	2,314			80,701	248,163
補正や繰越状況	R4.12月補正					

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
活動 生活保護受給者への支援	—	実施	実績	実績	実績	実績	実績
			実施	実施			
活動							

事業評価調書

事業名	生活保護事業	担当課	総合福祉課
-----	--------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	法定受託事務
事務の種類	義務的経費（扶助費）		
事業の必要性	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することをうたっています。		
対象者	生活保護法に規定する最低生活費に満たない収入で、かつ資産や身寄りがない世帯。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	—		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	生活保護受給者が、他法や就労等により収入を得て自立し、それを確認できたときになります。		
効果・効率を上げる方法	生活困窮者自立支援の就労準備支援や家計改善支援を活用することで、世帯の自立を助長することができます。		
事業の検証方法	—		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	—		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	法定受託事務であり、法令に基づいた画一的な支援を求められています。	
見直しの経過と今後の予定	法改正によります。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	実施します。
令和 6 年度	実施します。

戦略		少子化		事業番号	167
----	--	-----	--	------	-----

事業名	国民年金受託事務事業	担当課	国保年金課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(5)	国民年金事業の運営・充実				
個別計画	-					
根拠法令	国民年金法		事業期間		～	継続

○事業概要

目的	日本年金機構や年金事務所と連携し、国民年金法による受託事務等を実施する。
内容	市町村の法定受託事務である年金資格の異動・各種申請・年金に関する相談などを、年金機構や年金事務所と連携して実施する。また年金生活者支援給付金事務への協力を実施する。
課題	市民サービスの向上を目指し、年金機構・年金事務所とのより緊密な連携が求められている。
今年度の取組と成果	法定受託事務を年金機構や年金事務所と連携して実施した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	法定受託事務として継続して事業を実施する。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
854	854					558
補正や繰越状況	補正状況 (R4. 12月補正、R5. 2月補正)					

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 年金機構への資格異動の報告	回	36	36	36	36	36	36
			36	36	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	国民年金受託事務事業	担当課	国保年金課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	法定受託事務
事務の種類	義務的経費（国民年金事務）		
事業の必要性	法定受託事務（国民年金法）		
対象者	国民年金制度の被保険者、年金事務における申請者		
本事業における 国・県及び周辺 自治体等の状況	国民年金法に基づき、全国の市区町村が実施している。		
議会又は住民意 見があれば記載	-		
事業効果	国民年金事務の事業運営を日本年金機構、年金事務所と連携し行う。		
効果・効率を上 げる方法	日本年金機構、年金事務所との連携。		
事業の検証方法	-		
施策内での選択 と集中	-		
事業廃止・中止 等の影響	-		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	国民年金法に基づき実施（法定受託事務）	
見直しの経過と 今後の予定	法定受託事務であるので、国の動向による。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続
令和 6 年度	継続

戦略		少子化		事業番号	168
----	--	-----	--	------	-----

事業名	家族介護支援事業	担当課	介護保険課
-----	----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法	事業期間	H18	～	継続	

○事業概要

目的	要介護高齢者を介護されている方に対し、介護知識や介護技術向上のための研修会の開催及び介護者の精神的、身体的疲労を癒すための行事を実施し、介護者の精神的・身体的負担の軽減と要介護高齢者の介護の質を向上させることを目的とする。
内容	介護者の相談・リフレッシュ事業（介護家族交流会）、介護知識や介護技術向上のための研修会、介護者向けの広報紙の発行等を行う。社会福祉協議会に委託して実施している。
課題	家族介護者は自分より高齢者を優先する傾向があるため、支援が必要な家族介護者が潜在している可能性がある。潜在している家族介護者を見つけ、支援につなぐことが必要。また、地域社会環境が大きく変化する中、家族介護者の課題は複雑化・多様化している。それに対応するため関係機関と連携して支援する必要がある。
今年度の取組と成果	新型コロナウイルス感染症予防に注意し講演会と介護だより発行を各1回縮小して実施した。
(振返り) 次年度の取組・留意点	感染症が多くストレスがたまりやすい環境のため、次年度も感染予防に注意しながら事業を継続する。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
392	151	75			166	311
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 講演会・勉強会の参加者数	人	140	150	150	150	160	160
			65	66	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	家族介護支援事業	担当課	介護保険課
-----	----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	地域社会環境が大きく変化する中、介護離職や子育てと介護を同時に担うダブルケア者の増加等、家族介護者は負担を抱えやすい。家族介護者の心身の健康維持のため、さらには要介護者の介護の質の向上のため、本事業が必要である。		
対象者	市内に居住する要介護高齢者を介護する家族と過去に介護経験のある家族等。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	県内35市町の内34市町で家族介護支援事業を行っている。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	家族介護者の心身の健康維持。要介護者の介護の質の向上。		
効果・効率を上げる方法	健康教育のみでなく、家族介護者同士の交流を行うことにより、具体的な介護方法の共有や精神的負担の軽減がさらに期待できる。		
事業の検証方法	介護保険事業計画の中で検証していく。		
施策内での選択と集中	介護保険制度の中で同様の事業は無く、事業として集中することは難しい。		
事業廃止・中止等の影響	介護家族者が心身ともに疲弊したり、生活にも影響が出ることがある。介護者にストレスがたまることにより、虐待につながる場合もあると考える。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	169
----	--	-----	--	------	-----

事業名	介護相談員事業	担当課	介護保険課
-----	---------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法		事業期間	H14	～	継続

○事業概要

目的	介護相談員が介護サービスの現場を訪問することで、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより①利用者の尊厳保持、②事業者のサービス向上とともに、③虐待・身体拘束の未然防止・早期発見、さらには④生活様式や身体変化が訪れる年齢層の活動の場の提供等に寄与するため。
内容	市内の介護保険施設及び在宅サービス事業所、並びに介護サービス利用者の自宅を訪問して相談活動を実施し、そのサービスの質確保及び向上を図る。
課題	現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、訪問受入不可である介護保険施設や在宅サービス事業所があるが、介護サービス利用者の自宅訪問は実施できている。引き続き在宅訪問を実施し、事業所訪問についても感染状況を見ながら実施できるよう事業所と相談員双方の感染対策を工夫し臨機応変な対応が必要である。
今年度の取組と成果	新型コロナウイルス感染対策のため訪問受入不可である介護保険施設等事業所があるが、可能な範囲で随時の実施が出来ている。R4は有料老人ホーム・サ高住にも対象を拡大した。在宅訪問は対象者にも案内を送ったが訪問希望者はなかった。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	有料老人ホーム及びサ高住へ訪問の範囲を拡大したものの、感染対策上の理由から訪問実施はできていない。徐々に無理のない範囲で従来の活動に戻していけるよう、事業所及び相談員との調整・工夫をしていく必要がある。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
875	336	168			371	279
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 相談員の訪問回数	回	52	52	52	52	52	52
			8	15			
活動							

事業評価調査書

事業名	介護相談員事業	担当課	介護保険課
-----	---------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	介護サービスの現場を訪問することで、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより①利用者の尊厳保持、②事業者のサービス向上とともに、③虐待・身体拘束の未然防止・早期発見、さらには④生活様式や身体変化が訪れる年齢層の活動の場の提供等に寄与する必要があるため。		
対象者	介護保険サービスの利用者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	県内35市町の内、14市町が実施している。（12市2町）		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	介護保険サービス利用者や事業者の生の声を聞くことにより、事業者指導やサービス提供の質を上げ、より必要とされるサービスを提供できる。		
効果・効率を上げる方法	人と人との繋がりなので効率をすぐに上げて行くのは難しいが、定期的に事業所を回ることで、信頼関係が生まれ効果が表れてくると考えている。		
事業の検証方法	事業所や対象者自宅への訪問数、苦情申し立て数		
施策内での選択と集中	介護保険法にもとづく地域支援事業に位置付けられており、同様事業はなく統合は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	介護保険サービス利用者の不安やニーズをくみ取る機会がなくなることで、安心してサービスを利用することができなくなり、必要な方が適切なサービスを利用できる機会を得られなくなる。また、介護保険サービス利用者からの苦情申し立て数が増加し、介護保険サービスの質も低下や、現状を把握する手段が減り、市の施策反映にも影響が出る。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第 8 期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第 9 期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	170
----	--	-----	--	------	-----

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	担当課	介護保険課
-----	-----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法	事業期間	H29	～	継続	

○事業概要

目的	要支援者等に対し、予防又は介護状態の軽減及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とする。
内容	訪問介護・通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限にいかしつつ、本人の状態に応じたサービスが選択できるように体制を整える。
課題	住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することを目指しているが、その多様なサービスを提供してくれる個人や団体の育成が課題である。
今年度の取組と成果	要支援者及びチェックリスト該当者が必要な介護支援のサービスや日常生活の支援を受けることにより、状態の重度化防止や軽減につながり、サービス費の適正化につながっている。
(振返り) 次年度の取組・留意点	地域ケア会議や協議体等にて地域課題を振り返り、必要な介護支援サービスの具体化をしていく。また、地域資源等も活用していきけるよう、情報発信方法や創出について生活支援コーディネーター等関係機関で検討していきたい。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
119,700	25,137	14,962		32,319	47,282	99,799
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 介護予防・日常生活支援総合事業の総額	千円	108,563	117,020	121,700	126,568	131,631	136,896
			94,273	99,799			
活動 チェックリスト該当者	人	100	110	115	120	125	130
			119	134			

事業評価調書

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	担当課	介護保険課
-----	-----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	要支援者等に対し、介護予防や重症化予防及び地域における自立した日常生活の支援を行って行くことは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることを目指す、地域包括ケアシステム構築においては、非常に重要な事業である。		
対象者	要支援者及びチェックリスト該当者(事業対象者)		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	全市町村で実施している事業ではあるが、日常生活支援の幅が広く、市町村によってサービスメニューが異なる。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	要支援者等が、必要な自立支援サービスや日常生活支援を受けることにより、介護予防や重症化予防の軽減につながる。		
効果・効率を上げる方法	医療保険情報や介護保険給付情報との突合や、対象者のケアプランチェック等を行い介護給付の適正化を図ることで、不適切な給付の削減につなげる。		
事業の検証方法	介護保険事業計画の中で管理する。		
施策内での選択と集中	介護保険法に基づくもので、同様事業はなく統合は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	要支援者等が必要な自立支援サービスや日常生活支援を受けることができなくなり、要介護状態や重症化防止ができなくなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、サービスメニューの充実を図る。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	171
----	--	-----	--	------	-----

事業名	介護予防ボランティア育成事業	担当課	介護保険課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法	事業期間	～	継続		

○事業概要

目的	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく一緒に参加することのできる地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するため。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の介護予防ボランティアとして活動できる人を養成するための、介護予防ボランティア養成講座を行う ・介護予防ボランティア活動を行っている人を対象に、介護予防ボランティア研修を行う ・各地区、自治会等で行っているサロン運営者等を対象に、地区サロン交流会を行う
課題	毎年ボランティアも年齢を重ね、高齢化していく。新しいボランティアを常に育成し新しい人材を見つけることが課題である。
今年度の取組と成果	1コース3回、介護予防及び認知症に関する内容を実施した。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	いずれの内容も好評だった。ただ受講者からボランティアにつながったケースが少ない。次年度はボランティアにつながるよう対策が必要。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
326	68	41		88	129	326
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 介護予防ボランティア養成講座参加人数(延べ)	人	34	40	40	40	40	40
			61	91			

事業評価調書

事業名	介護予防ボランティア育成事業	担当課	介護保険課
-----	----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて支援するため、ボランティアを育成し、継続的支援を図る必要がある。		
対象者	介護予防ボランティアを担う市民。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	介護保険法における地域支援事業に基づき、各市町村で実施している。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	地域の実情を知る市民であるボランティアの関わりにより、事業充実や継続的支援につながる。また、ボランティア自身の高齢化が見られつつも、元気な高齢者の活躍の場所としても生きがい創出や介護予防につながっている。		
効果・効率を上げる方法	継続支援や通いの場の内容充実を図るため、各通いの場で活動しているボランティア同士の研修や交流の場を設ける。		
事業の検証方法	国の指標により、保険者機能強化推進交付金で検証・評価されている。		
施策内での選択と集中	介護保険法にもとづく地域支援事業に位置付けられており、同様事業はなく統合は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	ボランティアの新たな育成が出来なくなり、継続・充実した通いの場の実施ができなくなる。また、元気な高齢者の活躍・活動の場がなくなることで介護予防・重症化予防等につなげることができなくなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	172
----	--	-----	--	------	-----

事業名	介護予防地区サロン事業	担当課	介護保険課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法		事業期間	H 1 8	～	継続

○事業概要

目的	65歳以上の住民が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
内容	市内40か所でサロンが開設され、講話、交流、レクリエーション等が行われている。会場は公民館やコミュニティセンター等。民生委員やボランティア等の地域住民が主体となって実施している。65歳以上であれば誰でも参加可能。そのうち市が裾野市社会福祉協議会に委託しているのは、地区サロン運営支援（7か所）、新たなサロンの開設支援、サロンへの移送サービス（2か所予定）、介護予防ボランティア講座・研修、地区サロン交流会である。
課題	介護予防ボランティアの高齢化に伴い、新しいボランティアの育成を行う必要がある。また、サロンの継続的な利用につながるよう、内容の工夫が求められる。
今年度の取組と成果	新型コロナウイルス感染症予防のため一部中止した。今年度はフレイル予防の内容を各地区で開催した。参加者からは自身の健康状態を振り返る機会となった、という意見を多くもらった。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	次年度も参加者の希望を取り入れながら介護予防に資する内容で実施する。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
3,700	777	462		999	1,462	3,575
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 地区サロン参加人数（延べ）	人	1,118	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400
			913	1,052			
活動							

事業評価調書

事業名	介護予防地区サロン事業	担当課	介護保険課
-----	-------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	高齢者の介護予防、認知症予防、及び地域づくりのため、気軽に集え、無理なく楽しく通い続けられ、自由に参加できるサロンが必要。		
対象者	65歳以上（第1号被保険者）の住民。 65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	事業名は別として、住民の介護予防の事業として、通いの場を提供していない市町村は無い。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	地区サロンを運営したり、参加することで社会参加への意欲が高まる。仲間・居場所づくりとなり、閉じこもりを防ぐ。身体活動量が増え、介護予防、認知症予防につながる。		
効果・効率を上げる方法	サロンが増加することにより、より参加しやすくなり、参加者の増加により効果も増大する。		
事業の検証方法	国の指標により、保険者機能強化推進交付金で検証・評価されている。		
施策内での選択と集中	集中させることで参加しやすさが減少し、効果は縮減してしまう。		
事業廃止・中止等の影響	高齢者の外出の機会を減らし、引きこもりが増える可能性が高くなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	173
----	--	-----	--	------	-----

事業名	生活支援体制整備事業	担当課	介護保険課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法		事業期間	H27	～	継続

○事業概要

目的	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。
内容	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターを設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とし、協議体を設置する。コーディネーターは、協議体を活用しながら地域資源の開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチングを行う。
課題	地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等がこれからの課題となる。他の事業とも連携し、地域人材の育成が必要である。
今年度の取組と成果	協議体を開催し、移動サービスに関する意見交換、検討を行った。 高齢者芸術祭を開催した。市内15施設から95点の出品があった。 介護サービスマップのQRコード作成、野菜無人販売所マップを作成した。
(振返り)次年度の取組・留意点	移動サービスの他にも課題があり、市と生活支援コーディネータがより連携を強化して取り組む必要がある。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
11,078	4,265	2,132			4,681	11,000
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 第1層及び第2層の協議体開催回数(合計)	回	7	11	15	15	15	15
			15	10			
活動							

事業評価調書

事業名	生活支援体制整備事業	担当課	介護保険課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増大している。多様な生活支援サービスを利用できたり、社会参加ができるような地域づくりが必要。		
対象者	65歳以上（第1号被保険者）の住民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	地域支援事業の中で位置づけられた事業であり、他市町村でも実施されている。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	地域住民に身近で多様なサービスが受けられるよう、資源の開発を行い、サービス受給の機会を増やすことにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを長く続けることができる。		
効果・効率を上げる方法	ボランティア、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な主体が生活支援サービスを提供することで、生活支援体制整備を効率的に達成できる。		
事業の検証方法	介護保険事業計画の中で、指標を立て進捗を管理していく。		
施策内での選択と集中	地域包括ケアシステムの構築に重要な事業であり、集中は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	地域包括ケアシステムの確立に向け、切れ目ない継続的なサービス提供が不可能になる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	174
----	--	-----	--	------	-----

事業名	地域包括支援センター運営事業	担当課	介護保険課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法	事業期間	H18	～	継続	

○事業概要

目的	地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。
内容	地域包括ケア推進の中核的な機関として、①介護予防ケアマネジメント事業。②総合相談支援事業。③権利擁護業務。④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行う。⑤在宅医療・介護連携の推進。⑥認知症施策の推進を行う。 (裾野市地域包括支援センター・裾野市北部地域包括支援センターの2ヶ所を委託。)
課題	高齢化が進み、地域包括支援センターを活用するケースが増えている中で、家族や本人の要望も多様化し、難しい対応や解決に時間のかかる事案が増えてきている。
今年度の取組と成果	総合相談を始め、介護予防ケアマネジメントや認知症患者への対応等、65歳以上の方への相談支援を行った。
(振返り) 次年度の取組・留意点	ニーズやケースの環境が多様化、複雑化したケースが増加している。業務量や実施状況から評価を行い、適切な委託費や実施体制について検討する。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
52,383	20,167	10,083			22,133	50,618
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 市内2ヶ所の地域包括支援センターの年間相談件数	件	2,566	2,600	2,600	2,700	2,700	2,700
			2,973	2,682			
活動							

事業評価調査

事業名	地域包括支援センター運営事業	担当課	介護保険課
-----	----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	高齢化、単独及び高齢者夫婦世帯の増加、家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化、ニーズの多様化等の背景において、高齢者が地域で安心して過ごすことができるためには、包括的及び継続的な支援が必要であるため。		
対象者	65歳以上（第1号被保険者）の住民及び介護等の支援を必要とする人		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	全ての市町村に設置されている。		
議会又は住民意見があれば記載	高齢者のみなさんが安心して生活できるために、センターの委託費、実施体制等が適切であるか検討するよう意見をいただいている。		
事業効果	高齢者相談のワンストップサービス窓口業務の役割があり、包括の窓口で相談業務をすべて行うことができる。		
効果・効率を上げる方法	地域包括支援センターの事業評価を行い、評価結果を踏まえた地域包括支援センター運営協議会等で検討し、効果的・効率的に事業を行う。		
事業の検証方法	裾野市地域包括支援センター運営協議会（要綱設置）において検証・評価されている。		
施策内での選択と集中	地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられており、集中は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	市町村に必ず設置することとされているため、廃止不可。委託を中止した場合は、市の直営事業として職員を配置する必要がある。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	175
----	--	-----	--	------	-----

事業名	地域密着型サービス充実事業	担当課	介護保険課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法		事業期間	H18	～	継続

○事業概要

目的	高齢化によって今後も増加が予想される認知症高齢者や介護を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように創設されたサービス。そのサービス事業の拡充（サービス種類の増加）を図る。
内容	第8期介護保険事業計画により策定された、地域密着型サービス事業者の確実な誘致・設置を図る。
課題	利用者のニーズに即した理想的なサービスですが、事業者がそれを実現するには採算性と人員不足が深刻な問題となっている。
今年度の取組と成果	令和5年度に開設する地域密着型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護と認知症グループホームの併設施設）の公募を行い、開設事業者を決定した。施設整備に係る基本設計審査と県補助金の事前協議を行った。
(振返り)次年度の取組・留意点	施設整備に係る実施設計審査を行い、事業者による施設建設を行う。市が事業者指定を行い、令和6年3月に事業開始予定。補助金申請や建設工事の進捗管理を適正に行っていく。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
—						—
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 地域密着型サービスの新規登録事業者数	ヶ所	0	0	0	1	0	0
			0	0	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	地域密着型サービス充実事業	担当課	介護保険課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	地域の特性を活かし、その地域に添ったサービスを提供するために、市町村が利用者のニーズを調査しきめ細かく応えることができる事業所を介護保険の事業計画により、設置していく。		
対象者	裾野市内に住む、要介護認定等を受けている人。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	どの市町村にも、地域密着型サービスは存在し、その施設等の整備状況は、個々の事業計画による。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	地域に密着した小規模な事業所が中心であるため、地域のニーズに答えやすく、多様で細かな要望に対応することができる。		
効果・効率を上げる方法	必要な施設やサービスを見極めて行く必要がある。		
事業の検証方法	裾野市地域密着型サービス運営協議会（令和3年度より「裾野市介護保険運営協議会」）の中で進捗を管理している。		
施策内での選択と集中	県指定の割と大規模なサービス事業と市指定の割と小規模なサービス、地域密着型サービスとの住みわけがはっきりとしており、サービス提供時点ですでに選択されている。		
事業廃止・中止等の影響	裾野市内に住む、要介護認定等を受けている人が、地域密着型サービスを提供する事業者のサービスを受けることが出来なくなってしまう。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も高齢者の増加は続くが、大規模な特養や老健の設置ではなく、地域密着型サービス事業者の充実により、市内の介護サービスの向上を目指して行きたい。	
見直しの経過と今後の予定	R 4、（看護）小規模多機能型居宅介護及び認知症グループホーム事業者の募集。 R 5、（看護）小規模多機能型居宅介護及び認知症グループホーム事業所の設置。	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	176
----	--	-----	--	------	-----

事業名	認知症サポーター等養成事業	担当課	介護保険課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法		事業期間	H18	～	継続

○事業概要

目的	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。
内容	県の研修を受けた認知症サポーター養成講座の講師（キャラバンメイト）が認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）について講習や寸劇等で説明。保健師等が、早期診断・治療の重要性、権利擁護等について解説を行い、認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできることを学ぶための講習等を行う。
課題	キャラバンメイトの活動により、多くの受講者（認知症サポーター）は誕生したが、若年層（小学校高学年～）に対する講座開催の場が少ない。今後は若年層を対象としたサポーター養成講座の場を作っていく必要がある。
今年度の取組と成果	前年度同様、コロナ禍のため開催依頼が少なく、開催数・受講者数も少なかったが、市として初めての市民公募の講座の開催(2月)と、9年振りの小中学校での開催(3月 向田小学校)が出来た。校長会での案内と開催依頼も行った。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	若年層を対象とした講座の開催に向けて学校教育部門とも連携を図る。また、企業サポーターをなく取り組み(裾野市チームオレンジ)の発足に向けて、企業ともより密に連携を図る。次世代を担うキャラバンメイトの育成にも努めていく必要がある。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
143	55	27			61	7
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 認知症サポーター等養成講座の受講者数	人	462	500	500	500	500	500
			233	221			
活動							

事業評価調書

事業名	認知症サポーター等養成事業	担当課	介護保険課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	認知症対策として、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。		
対象者	地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つ人。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	県内35市町の内28市町（18市10町）が実施。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	地域、職域、学校等、あらゆる場において認知症に関する理解が深まることで、認知症になっても住み慣れた地域で生活することができる「地域包括ケアシステム」構築への効果が期待できる。		
効果・効率を上げる方法	少人数単位向けの講座実施は継続しつつ、職域・学校等の多人数単位向けに実施していくことで効率的な実施ができる。		
事業の検証方法	講座実施回数、養成者数		
施策内での選択と集中	介護保険法にもとづく地域支援事業に位置付けられており、同様事業はなく統合は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	高齢化が進展し、認知症をもつ方が年々増加している現状の中、認知症の早期発見・早期治療につながらず重症化する恐れがある。また、地域の方が正しい知識を得る機会がなくなり、認知症をもつ方や家族の不安が強くなる、引きこもる等につながり、実態やニーズ把握困難となり、実情にあったサービスを提供することができなくなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	177
----	--	-----	--	------	-----

事業名	認知症総合支援事業	担当課	介護保険課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法	事業期間	H27	～	継続	

○事業概要

目的	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる。また、認知症の容態変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援が行われる体制を構築し、認知症ケアの向上を図る取り組みを推進する。
内容	認知症初期集中支援チーム（医師・保健師・社会福祉士）の設置と認知症地域支援推進員、認知症カフェの設置を行う。
課題	身寄りのない独居高齢者や老老世帯の他、家族が精神疾患を抱えている等、問題が複雑化したケースが増加しており、より多面的な支援に対応できる連携体制が必要である。
今年度の取組と成果	認知症カフェを1か所増設、1か所移転し、より市民が足を運びやすい環境を整えた。認知症に関する相談は多く寄せられたが、包括や市福祉部門との連携の中で医療や介護等の適切な支援につなげることが出来ているため、認知症初期集中支援チームとしての活動自体はなかった。
(振返り) 次年度の取組・留意点	認知症カフェの周知を図り、家族・本人だけでなくボランティアや地域の方も含め、足を運んでくれる方を増やし、より地域に根差したカフェの運営を目指す。認知症初期集中支援チームは対象となる方がいたら、速やかに支援につなげられるよう、体制を整えておく。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
265	102	51			112	78
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 認知症初期集中支援推進チーム会議数	回	3	3	3	4	4	4
			3	0			
活動							

事業評価調書

事業名	認知症総合支援事業	担当課	介護保険課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、早期の関わりや支援体制の構築が必要である。		
対象者	高齢者及び介護的支援を必要とする人		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	介護保険法・地域支援事業中の、認知症支援事業として、認知症初期集中支援チーム（地域包括支援センター等へ設置）、認知症カフェ（県内全市町で設置）、認知症地域支援推進員（地域包括支援センターや市町行政に1名以上の配置）の配置が位置付けられている。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる。		
効果・効率を上げる方法	認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員が早期に必要な支援ができるよう研修や情報共有を行い、資質向上を図る。		
事業の検証方法	介護保険事業計画の中で、指標を立て進捗を管理していく。 初期集中支援チーム対応ケース数、チーム員会議実施数。認知症カフェ設置数、開催数。		
施策内での選択と集中	介護保険法にもとづく地域支援事業に位置付けられており、同様事業はなく統合は難しい。		
事業廃止・中止等の影響	高齢化が進展し、認知症をもつ方が年々増加している現状の中、認知症の早期発見・早期治療につながらず重症化する恐れがある。また、地域の実態や市民のニーズ把握困難となり、実情にあったサービスを提供することができなくなる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化		事業番号	178
----	--	-----	--	------	-----

事業名	脳いきいき運動教室	担当課	介護保険課
-----	-----------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(6)	介護保険事業の運営・充実				
個別計画	介護保険事業計画					
根拠法令	介護保険法		事業期間	H29	～	継続

○事業概要

目的	フレイルまたは要支援状態になること、また既に軽度な要支援状態にある高齢者が重度な要介護状態になることを予防する。
内容	全13回の教室を2コース、2会場で実施。フレイル予防のための運動や認知症予防に関する講話、実技を行う。
課題	新規参加者が半数程度であるため、新規者を増加させる必要がある。
今年度の取組と成果	期間中に新型コロナウイルス感染症医療逼迫警報が発出されたため、1か月間教室を休止し、年度後半に振り替えて実施したが、感染への不安や体調不良による欠席者が例年より多かった。教室内での感染報告や事故はなく安全に開催出来た。どちらのコースも満足度は高かった。
(振返り) 次年度の取組・留意点	例年、リピーターが7割前後を占めるため、広報の方法を工夫し新規者の増加を目指す。回数や内容を見直し、より効果的な教室運営を図る。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
2,724	572	340		735	1,077	2,599
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 脳いきいき運動教室の参加者数 (延べ)	人	853	860	860	860	860	860
			689	745			
活動							

事業評価調書

事業名	脳いきいき運動教室	担当課	介護保険課
-----	-----------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	要介護状態になる原因疾患は骨関節疾患と認知症が多い。そのため、予防する事業が必要である。		
対象者	65歳以上（第1号被保険者）の住民。 65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	一般介護予防事業に位置付けられており、他市町村でも実施されている。 要介護状態になる原因疾患としても骨関節疾患や認知症は多いため、骨関節疾患・認知症予防事業に取り組む市町村は多いと予測される。		
議会又は住民意見があれば記載			
事業効果	フレイル及び要支援状態になることを予防する。		
効果・効率を上げる方法	新規参加者を増加させる。		
事業の検証方法	国の指標により、保険者機能強化推進交付金で検証・評価されている。		
施策内での選択と集中	認知症予防としては認知症予防講演会がある。日常活動量を増加させる事業には地区サロンがある。本事業はいずれの事業と比較しても実践的・専門的で、目的達成の効果が高い。また市民のニーズも高いため、継続実施の必要性はある。		
事業廃止・中止等の影響	フレイル及び要支援状態の予防及び認知症予防として効果の高い教室が廃止され、より個々の努力に委ねられる状況となる。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	今後も介護保険事業として、事業を進める。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	第8期介護保険事業計画に基づき実施
令和 6 年度	第9期介護保険事業計画に基づき実施

戦略		少子化	○	事業番号	179
----	--	-----	---	------	-----

事業名	障がい者（児）相談支援事業	担当課	総合福祉課
-----	---------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実				
個別計画	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画					
根拠法令	障害者総合支援法		事業期間		～	継続

○事業概要

目的	障がい者や障がい児の保護者又は障がい者の介護を行うものなどからの相談に応じ必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。
内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。
課題	障がい者への支援のため、困難ケースへの対応や、相談員の人材確保およびスキルアップが必要とされています。
今年度の取組と成果	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行いました。
(振り返り) 次年度の取組・留意点	今年度同様に、障がい者等からの相談に応じ、障がいのある方が安心して暮らせるようにしていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
28,656	1,950	975			25,731	27,983
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 相談件数	回	4,366	4,500	4,500	4,800	4,800	4,800
			6,020	6,497			
活動							

事業評価調書

事業名	障がい者(児)相談支援事業	担当課	総合福祉課
-----	---------------	-----	-------

分類	継続事務	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	障がい者などからの相談に応じ必要な情報やサービスを提供し、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な事業です。		
対象者	障がい者、家族、支援者、福祉事業所などです。		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	障害者総合支援法による設置する事業で、全国全市町にて実施しています。		
議会又は住民意見があれば記載	相談員の確保やスキルアップ、処遇改善について検討が必要との意見があります。		
事業効果	相談件数、サービス等利用相談件数で効果を図ります。		
効果・効率を上げる方法	基幹相談支援センターが設置されることによるスキルの向上、研修等との実施により効果を上げていきます。		
事業の検証方法	自立支援協議会による検証を実施します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	障がいのある方が安心して社会生活を送れなくなります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	障がいのある方が安心して社会生活を送れるよう、相談事業を行っていきます。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	基幹相談支援センターを広く周知します。
令和 6 年度	基幹相談支援センターを広く周知します。

戦略		少子化	○	事業番号	180
----	--	-----	---	------	-----

事業名	障がい者自立支援給付事業	担当課	総合福祉課
-----	--------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実		
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。			
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実			
個別計画	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画				
根拠法令	障害者総合支援法		事業期間		～

○事業概要

目的	障がい児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い福祉の増進を図ります。
内容	目的達成のため、制度に定められた各サービスへの利用給付を行います。
課題	必要な利用者へ、必要なサービスの適量給付を行うためには、計画相談を行う相談支援専門員のスキルを維持、向上させる必要があります。
今年度の取組と成果	居宅介護や就労支援などの自立支援のサービスに係る給付などを行い、福祉の増進を図りました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	今年度同様に障がい者のためのサービスに係る給付を行っていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
818,803	391,936	195,968			220,899	818,803
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 支給決定件数	件	6,078	6,200	6,200	6,500	6,500	6,500
			6,885	7,309			
活動							

事業評価調書

事業名	障がい者自立支援給付事業	担当課	総合福祉課
-----	--------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費（扶助費）		
事業の必要性	障がい児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をすることが必要です。		
対象者	障がい者、障がい児		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	全国、全市町について実施しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	障がい児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができます。		
効果・効率を上げる方法	相談支援専門員の人材確保とスキルアップです。		
事業の検証方法	—		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	障害のある方が必要なサービスを受けられなくなります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	法律、制度上必須事業です。	
見直しの経過と今後の予定	-	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続実施します。
令和 6 年度	継続実施します。

戦略		少子化	○	事業番号	181
----	--	-----	---	------	-----

事業名	裾野市障がい者自立支援協議会運営委託	担当課	総合福祉課
-----	--------------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実				
個別計画	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画					
根拠法令		事業期間	H29	～	継続	

○事業概要

目的	障がい児者が住み慣れた地域で、全ての人々とともに安心して生活できる社会の実現を目指し、包括的な個別支援を地域で行うために、福祉、保健、雇用、教育等の各分野の他、民生委員や近隣住民又は障害者のニーズの解決に必要な関係者が連携して支援を図る、定期的な協議の場の役割を果たすことを目的とします。
内容	目的を達成するために、運営会議や全体会議、プロジェクトチームによる会議などを開催。課題や困難事例の等を解決するために地域連携のネットワークを構築、強化します。
課題	地域生活支援拠点を整備するにあたり、必要な資源を検証しネットワークを構成する事業所との信頼関係を構築する必要があります。
今年度の取組と成果	全体会、運営会議、事業所連絡会等を開催し、障がい者のための事業や事業所間の連携が図れるようにしました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	基幹相談支援センターが開設されるため、そのスムーズな事業の遂行ができるようにします。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
972					972	972
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 協議会開催回数	回	12	12	12	12	12	12
			12	12	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	裾野市障がい者自立支援協議会運営委員	担当課	総合福祉課
-----	--------------------	-----	-------

分類	継続事務	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	障がい者が住み慣れた地域で、全ての人々とともに安心して生活できる社会の実現を目指し、包括的な個別支援を地域で行うために必須の組織であり、関わる事業所などが自主的に活動を進めていくために委託の形態とします。		
対象者	福祉事業所、障がい者、家族、支援者		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	3市3町で構成された駿豆地区自立支援協議会が平成28年度をもって発展的解消をしたため各市町単位で自立支援協議会を立ち上げています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	運営委員会の開催、実務者会議の開催により情報交換を行い、事業者のスキルを向上が見込まれます。		
効果・効率を上げる方法	運営委員会での課題抽出です。		
事業の検証方法	全体会の開催による検証です。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	障害のある方の安定した社会生活に支障がでます。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	障害のある方が安定した社会生活を送れるような活動を行なっていきます。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	基幹型相談支援センター設置および地域生活支援拠点の運用方針を定めていきます。
令和 6 年度	基幹型相談支援センター設置および地域生活支援拠点の運用方針を定めていきます。

事業名	一般就労支援事業「カラマの会」	担当課	総合福祉課
-----	-----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち		
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実		
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。			
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実			
個別計画	障がい者計画、障がい福祉計画				
根拠法令		事業期間		～	継続

○事業概要

目的	一般就労をしている知的障がい者の就労定着のため、仕事での悩みや職場での人間関係の悩みをいち早く捉え支援に結びつけるため、余暇活動を通じて市内相談支援事業所との関係を築くことを目的とします。
内容	一般就労している市内在住、在勤の一般就労をしている障がい者を対象として、余暇活動をツールとして、福祉サービスを利用していない障がい者との関係性を築き、本人がより豊かに生活できるよう支援し、当事者活動を促進する業務を実施します。
課題	対象者が増加しています。就労支援のみならず生活面での相談も増加・多様化しカラマの会の役割の見直しが必要とされています。
今年度の取組と成果	月1回障がいのある方が集まって余暇活動を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	今年度同様な活動を行なっていきます。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
400	120	60			220	377
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 実施回数	回	11	12	12	12	12	12
			8	9	/	/	/
活動			/	/	/	/	/

事業評価調書

事業名	一般就労支援事業「カラマの会」	担当課	総合福祉課
-----	-----------------	-----	-------

分類	継続事務	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	障害者総合支援法に基づき実施する、地域支援事業の任意事業です。福祉サービスを利用していない障がい者との関係性を築き、本人がより豊かに生活できるよう支援することを目的としています。		
対象者	市内在住、在勤の一般就労をしている障がい者、家族、支援者、企業		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	障害者総合支援法に基づき実施する、地域支援事業の自発的活動支援事業としての補助事業。就労・生活支援センターでの実施はあるが機能していない。他市町ではあまりない取組です。		
議会又は住民意見があれば記載	一般就労をしている障がい者や受け入れている企業、受け入れを考えている企業からの意見や情報を受け入れられる機会が必要です。		
事業効果	信頼できる仲間を増やし、本人がより豊かに生活できることが見込まれます。		
効果・効率を上げる方法	開催の告知と事業内容や楽しさを伝えるための広報活動です。		
事業の検証方法	参加者や家族、支援者などからの感想や要望を聴取することです。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	就労をした障がいのある方が仕事以外での仲間が集まれるところが無くなってしまふ恐れがあります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	就労をしている障がいを持つ方が職場以外の居場所を提供するためです。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	相談支援、SST、グループ旅行、家族や事業所などに対する報告会などを実施します。
令和 6 年度	相談支援、SST、グループ旅行、家族や事業所などに対する報告会などを実施します。

戦略		少子化	○	事業番号	183
----	--	-----	---	------	-----

事業名	障がい者スポーツ教室	担当課	総合福祉課
-----	------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実				
個別計画	障がい者計画、障がい福祉計画					
根拠法令		事業期間	H30	～	継続	

○事業概要

目的	障がい者がスポーツを通じて自らの体力の維持増進、社会への参加、相互交流、余暇活動等に資すること、障がい者スポーツを普及することを目的とします。
内容	月1回開催を目処とし、各種障がい者スポーツ教室を開催します。
課題	障がい者のスポーツ教室を受託できる法人や団体が少なく苦慮しています。
今年度の取組と成果	新型コロナウイルス感染等の影響で月1回の予定であったが年間9回の各種障がい者スポーツ教室を開催しました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	今年度は月1回、障がい者スポーツ教室を開催します。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
400	120	60			220	274
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和元年度	目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 実施回数	回	11	12	12	12	12	12
			4	9			
活動							

事業評価調書

事業名	障がい者スポーツ教室	担当課	総合福祉課
-----	------------	-----	-------

分類	継続事務	事務の種類	自治事務
事務の種類	市民サービス		
事業の必要性	障害者総合支援法に基づき実施する、地域生活支援事業の任意事業です。障がい者自身の体力の維持増進、社会への参加、相互交流、余暇活動等の推進、障がい者スポーツへの理解、普及を目的としています。		
対象者	障がい者・児、保護者、一般市民		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	障害者総合支援法に基づき実施する、地域生活支援事業の任意事業の社会参加支援事業としての補助事業です。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	障がい者自身の体力の維持増進が見込め、社会への参加および相互交流により、社会性を養います。		
効果・効率を上げる方法	開催の告知と楽しさを伝えるための広報活動が大切です。		
事業の検証方法	参加者や家族、支援者などからの感想や要望を聴取します。		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	障害のある方がスポーツを行う機会を喪失してしまう恐れがあります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	障がい者自身の体力の維持増進、社会への参加、相互交流、余暇活動等の推進、障がい者スポーツへの理解、普及を目指します。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	毎月障がい者スポーツ教室を開催します。
令和 6 年度	毎月障がい者スポーツ教室を開催します。

戦略		少子化	○	事業番号	184
----	--	-----	---	------	-----

事業名	障がい児入所等給付事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画 体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実				
個別計画	障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画					
根拠法令	児童福祉法		事業期間	～	継続	

○事業概要

目的	児童が心身ともに健やかに育成するために、障がいを持つ児童に対して必要なサービスを支給します。
内容	児童発達支援では日常生活における基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練等支援を、放課後デイサービスでは生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流の促進その他必要な支援を、保育所等訪問支援では保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を、高額障害児通所給付費では就学前の障がい児通所支援における多子軽減措置を、障害児相談支援給付費等では相談事業所により利用者にあった福祉サービスの利用計画などを行っています。
課題	通所施設など不足している施設等を充実させる必要があります。
今年度の取組と成果	児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の事業を行い、障がい児が健やかに育成するためのサービスの支給を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	今年度同様にサービスの提供を行います。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
286,300	143,024	71,512			71,764	245,408
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 利用者数	人	296	300	300	310	310	310
			314	325			
活動							

事業評価調書

事業名	障がい児入所等給付事業	担当課	総合福祉課
-----	-------------	-----	-------

分類	継続事務	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費（扶助費）		
事業の必要性	障がいを持つ児童に対して必要なサービスを支給することで、児童が心身ともに健やかに育成するためになります。		
対象者	障がいを持つ児童		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	児童福祉法による事業で、全国全市町にて実施しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	障がいを持つ児童が心身ともに健やかに育成することができます。		
効果・効率を上げる方法	関係者や関係機関と緊密な連携をとって、その児童にあったサービスを提供します。		
事業の検証方法	—		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	障がいを持つ児童の健やかな育成を阻害する恐れがあります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（現状維持）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	法律、制度上必須事業です。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続実施します。
令和 6 年度	継続実施します。

戦略		少子化	○	事業番号	185
----	--	-----	---	------	-----

事業名	障がい児者ライフサポート事業	担当課	総合福祉課
-----	----------------	-----	-------

○事業の位置づけ

総合計画体系	施策の大綱	3	安全・安心に住み続けられるまち			
	施策の柱	3-5	地域で支え合う福祉の充実			
	ありたい姿	地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。				
基本事業	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実				
個別計画	障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画					
根拠法令		事業期間		～	継続	

○事業概要

目的	障害者総合支援法では対象にならない人にもサービスの提供を行うことで、障がいのある人及びその家族が安心して生活できるようにすることを目的とします。
内容	障害者総合支援法ではサービスの対象にならない人に対して、「短期入所」、「デイサービス」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入（修理）助成」等のサービス提供を行います。
課題	利用できる施設を充実させる必要があります。
今年度の取組と成果	障害者総合支援法ではサービスの対象にならない人に対して、「短期入所」、「デイサービス」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入（修理）助成」等のサービス提供を行いました。
(振返り) 次年度の取組・留意点	今年度同様にサービスの提供を行います。

○事業費の概要

単位：千円

事業費	財源内訳					実績額
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
608		304			304	519
補正や繰越状況						

○指標

指標名	単位	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			目標	目標	目標	目標	目標
			実績	実績	実績	実績	実績
活動 利用者数	人	21	21	21	25	25	25
			25	31			
活動							

事業評価調書

事業名	障がい児者ライフサポート事業	担当課	総合福祉課
-----	----------------	-----	-------

分類	継続事業	事務の種類	自治事務
事務の種類	義務的経費（扶助費）		
事業の必要性	障がいのある人及びその家族が安心して社会生活を送るために必要です。		
対象者	障がいのある人及びその家族		
本事業における国・県及び周辺自治体等の状況	県の実施要項に基づいて行っている事業で、県内の市町が実施しています。		
議会又は住民意見があれば記載	—		
事業効果	本人や家族などからの感想や要望を聴取することが必要になると思います。		
効果・効率を上げる方法	事業の周知を図るようにします。		
事業の検証方法	利用回数		
施策内での選択と集中	—		
事業廃止・中止等の影響	障害者総合支援法ではサービスの対象にならない人に対するサービス提供がなくなり、安定した生活を送れない場合があります。		

○今後の方向性（次年度以降）

事業の方向性	継続（注力）	事業完了（○年度）、廃止、縮小、休止、事業統廃合、改善（有効性・効率性・公平性）、継続（現状維持）、継続（注力）
方向性の意図	障がいのある人及び家族の福祉向上のために実施します。	
見直しの経過と今後の予定	—	

○今後の事業予定

令和 5 年度	継続実施します。
令和 6 年度	継続実施します。